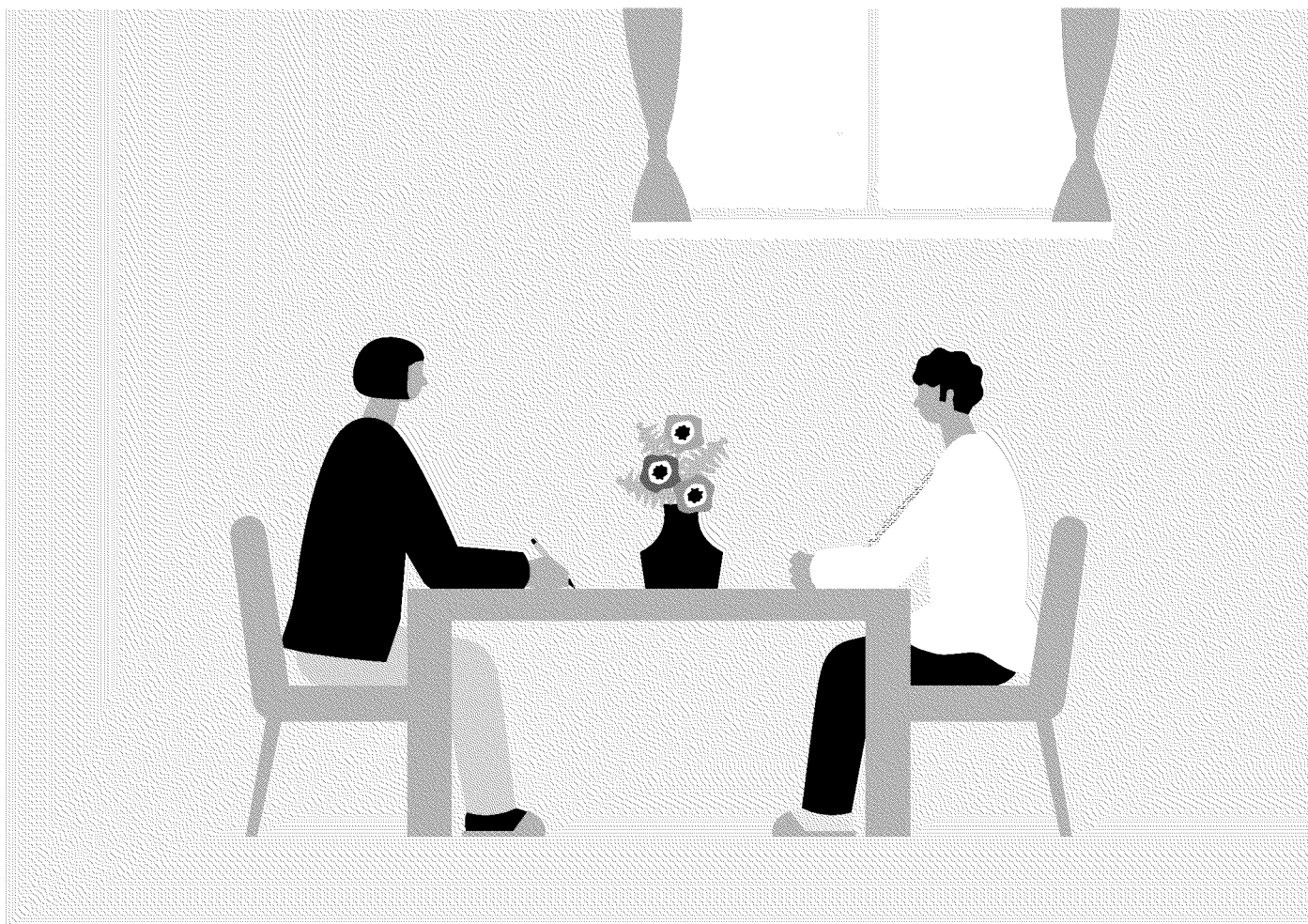


家計改善支援事業実施のための教材作成及び  
困難事例の支援方法の開発に関する調査研究事業報告書 〈前編〉

# 生活保護受給者の家計改善支援事業の 利用に関する調査委員会報告

グリーンコープ生活協同組合連合会





## はじめに

家計改善支援とは、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を明らかにし、家計の視点から相談者とともに生活困窮の出口を見つけ出す支援である。相談者がエンパワメントを高め、自信を持って小さな一歩を踏み出し、安心して生活するために応援することであり、家計改善支援は生活困窮者支援にはなくてはならない支援である。

しかし、全国の自治体で家計改善支援事業を実施しているのは 403 自治体で、困窮者支援に取り組む全自治体の 45% である。H29 年度の全国の自立相談支援事業所の新規受付件数の合計は 229,685 人であるが、家計改善支援を利用した人の合計は 9,466 人である。比率で言えば、自立相談支援につながった人の 4.1% に過ぎない。

家計改善支援の実施状況は地域によって大きな隔りがある。実施率は 100% から 8% までの幅がある。家計改善支援はなぜ広がらないのか、そこには家計改善支援の方法に関する誤解や不安が大きく影響している。例えば、専門スキルを持った支援体制が無いと取り組めない、ほかの相談支援との混同など、家計改善支援の支援方法に誤解がある。あわせて必要性や効果が共有されていないなど、理由は地域によってさまざまである。

この誤解や不安を解消したいと願い、H30 年度社会福祉推進事業「家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事例の支援方法の開発に関する調査・研究事業」に取り組んだ。この事業は三つのテーマで構成されている。一つは、家計改善支援の担い手である支援員（家計相談員という）の育成とともに、家計改善支援の本質を正しく伝え、全国の自治体に取り組むための弾みと成るような映像教材を作成する事業である。二つ目は、困難事例として、高齢者向けの家計改善支援のあり方を調査・研究し、高齢者固有の課題を反映した具体的な支援ツールを開発する事業である。三つ目は、H30 年度から始まる生活保護受給者への家計改善支援にモデル的に取り組み、被保護者への家計改善支援の可能性や支援効果、留意点などをさぐる調査・研究である。

事業内容は多岐に渡り、ボリュームも大きいため報告書は前・後編の二分冊にした。前編は「生活保護受給者の家計改善支援の利用に関する調査研究委員会報告」で、後編は「家計改善支援普及のための映像教材の制作」と「高齢者世帯の家計改善支援ツールの開発」である。両編とも自治体や支援現場、支援に携わる家計相談員へのエールとなり、家計改善支援を知らない人にはその可能性が分かりやすい。是非、読んでいただきたい報告書である。

生活保護の家計改善支援については 2 自治体の 8 世帯・12 人の皆さんに出会い、ご協力と教えをいただいた。被保護者であるが故の孤独やスティグマの深さを知り衝撃を受けたが、家計改善支援が生活保護の分野でも困窮者支援と同じ効果と役割を果たせることが分かり自信を得ることが出来た。自治体の保護の担当者や家計相談員には調査に様々なご協力と配慮をいただき、連携の大切さを学んだ。委員会には厚生労働省の保護事業室や困窮者自立支援室からも参加いただき、助言をいただき成果物に深みが増した。そして、この「生活保護受給者の家計改善支援の利用に関する調査研究委員会報告」を新保美香先生にまとめていただき、モデル事業を実施した私たちの努力が報われた。

ご協力いただいたすべての皆さまに心からの感謝を申し上げたい。

生活保護受給者の家計改善支援の利用に関する調査研究委員会委員長 行岡 みち子

## 目次

I. 研究の概要	1
II. 研究の目的と方法	1
III. 調査実施の概要	3
IV. 調査の結果	5
1. 生活保護受給者に対する家計改善支援事業のモデル実施の状況	5
2. モデル実施の結果の検証	7
(1) 自治体担当者グループインタビューについて	
(2) グループインタビューの概要（個別世帯について）	
(3) グループインタビューの概要（実施にあたっての意見について）	
(4) グループインタビューの考察	
3. 利用者アンケートの結果	26
(1) 利用者アンケートについて	
(2) 利用者アンケートの内容について	
(3) 利用者アンケートの結果と考察	
(4) 利用者からの手紙について	
4. 家計改善支援員、自治体担当者からのフィードバック	33
V. これからの課題—今後の生活保護受給者に対する家計改善支援事業の充実に向けて—	40
VI. 謝辞	42
VII. 参考資料	43

※本報告書は、はじめに、IIIをグリーンコープ生活協同組合連合会、  
I、II、IV、Vを 新保美香（明治学院大学）が執筆した。

## I. 研究の概要

本研究は、平成 30 年度社会福祉推進事業「家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事例の支援方法の開発に関する調査・研究事業」における調査研究の一部であり、生活保護受給世帯に対する家計改善支援事業の支援方法に関する調査研究を行うものである。

## II. 研究の目的と方法

### 1. 研究の背景

平成 30 年度より、生活保護世帯（被保護者）に対する家計改善支援事業（平成 30 年 9 月までは家計相談支援事業）が実施されるようになった。平成 30 年 3 月 30 日付、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「被保護者家計相談支援事業の実施について」（社援保発 0330 第 12 号）では、「被保護者の家計管理については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 60 条において『収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない』と規定されており、自立支援プログラム等を活用して支援を実施いただいているところである。この度、別添のとおり保護廃止が見込まれる被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う被保護者家計相談支援事業を実施することとした。」として、事業を実施することになった趣旨が述べられている。

また、同通知には、「生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在する」ことが指摘されている。

生活困窮者自立支援制度において、すでに実施されている家計改善支援事業が、「相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を明らかにし、家計の視点から相談者とともに生活困窮の出口を見つけ出す支援」として、生活保護世帯に対して実施されていくことで、世帯の生活の安定、それぞれの自立に向けて、様々な効果を生み出していくことが期待されているといえるだろう。

## 2. 研究の目的と研究方法

### (1) 研究の目的

本研究では、生活保護世帯に対して、家計改善支援員が支援を実施することで、どのような効果を生み出すかを、平成30年4月に被保護者家計相談支援事業を始めている2つの自治体の協力を得て、検証することを目的とする。あわせて、生活保護世帯に対する家計改善支援事業を実施するうえでの課題や今後のあり方についても、検討していくこととしたい。

### (2) 研究の方法

研究方法については、以下のとおりである。

- ①家計改善支援員（グリーンコープ所属）による家計改善支援事業のモデル実施  
(2自治体において、4世帯ずつ、計8世帯に対する支援を実施)
- ②モデル実施を通じた効果の検証
  - 1) 自治体担当者グループインタビュー
  - 2) 利用者アンケート調査
  - 3) 家計改善支援員による検証
- ③「生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査委員会」実施による、調査研究の分析、考察。

### (3) 倫理的配慮について

- ①の家計改善支援事業のモデル実施については、自治体担当者、担当ケースワーカー、および家計改善支援員からの説明ののち、利用者からの同意（書面）を経て支援を行った。また、個人情報保護については、各自治体の条例を遵守した。
- ②の1)の自治体担当者グループインタビューについては、依頼文書および開始時に口頭で、インタビューを通じて聞き取った情報は研究目的以外には使用しないこと、結果の公表にあたっては事前に確認を得るとともに協力者が特定されないようにすることを説明し、同意を得た。
- ②の2)の利用者アンケート調査については、自治体担当者、担当ケースワーカー、家計改善支援員のいずれかよりアンケートを依頼し、アンケートの回答をもって、調査に同意が得られたものと判断することとした。

### Ⅲ.調査実施の概要

#### 1. 生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査委員会

本事業では、「生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査委員会」を調査の分析、考察を行う場として設定した。委員会の組織は、以下のとおりである。

##### <委員長>

行岡 みち子 グリーンコープ生活協同組合連合会 常務理事

##### <委員>

新保 美香 明治学院大学社会学部 教授

藤元 静 岡山県岡山市 保健福祉局 障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課 主任

宮崎 啓輔 社会福祉法人グリーンコープ（岡山市家計改善支援員）部長

間海 洋一郎 福井県坂井市 市民福祉部 福祉総合相談室 主査

藤野 恵美子 社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（坂井市家計改善支援員）主査

北島 千恵 グリーンコープ生協ふくおか家計改善支援スーパーバイザー

近澤 和子 グリーンコープ生協おおいた家計改善支援スーパーバイザー

##### <オブザーバー>

竊木 奈津子 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室  
自立支援企画調整官

藤村 貴俊 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 相談支援係

清水 修 厚生労働省 社会・援護局保護課 保護事業室 室長補佐

鈴木 達也 厚生労働省 社会・援護局保護課 保護事業室 自立支援係 係長

半田 信哉 福井県坂井市 市民福祉部 福祉総合相談室 室長

岩間 和代 社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会 課長補佐

松村 三起子 社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会（坂井市家計改善支援員）

#### 2. 調査実施の概要

調査実施の概要は、以下のとおりである。

- (1) 平成 30 年度、生活保護受給者への家計改善支援事業を実施している 10 自治体の中から本事業の調査対象となる 2 自治体を選定した。

- (2) 当該自治体と相談し、生活保護受給者（廃止・停止含む）で家計に変化や課題のある世帯を調査対象にすることとし、選定を依頼した。その結果、各自治体より4世帯ずつ、計8世帯が支援対象として推薦された。
- (3) 当該自治体職員、ケースワーカーと連携しながら、グリーンコープの家計改善支援員を派遣し、現地の家計改善支援員の協力を得て調査対象世帯への家計改善支援を行い、生活保護世帯ならではの支援方法や関係者との連携の在り方を調査した。
- (4) 調査対象となった自治体のケースワーカーには、今回の調査の受け止めに関するグループインタビューを行った。
- (5) 家計改善支援の内容や相談者のアンケート、ケースワーカーへのインタビュー内容などについて委員会で検討し、生活保護受給世帯への家計改善支援の効果や課題をまとめた。

### 3. 調査の経過

平成30年

- ① 7月31日 A市との打合せ
- ② 8月24日 B市との打合せ
- ③ 10月26日 A市の生活保護受給世帯への調査
- ④ 10月30日 A市の生活保護受給世帯への調査
- ⑤ 11月9日 A市の生活保護受給世帯への調査
- ⑥ 11月21日 A市の生活保護受給世帯への調査
- ⑦ 12月7日 A市の生活保護受給世帯への調査
- ⑧ 12月10・11日 B市の生活保護受給世帯への調査
- ⑨ 12月17日 事務局打合せ

平成31年

- ⑩ 1月9・10日 B市の生活保護受給世帯への調査
- ⑪ 1月15日 第一回委員会
- ⑫ 2月18日 B市ケースワーカーへのグループインタビュー
- ⑬ 2月21日 A市ケースワーカーへのグループインタビュー
- ⑭ 2月24.25日 B市の生活保護受給世帯への調査
- ⑮ 2月25日 A市の生活保護受給世帯への調査
- ⑯ 3月7日 第二回委員会



## IV. 調査の結果

### 1. 生活保護受給者に対する家計改善支援事業のモデル実施の状況

#### (1) モデル事業における支援の実施

家計相談支援に長年従事するとともに、生活困窮者自立支援事業における家計改善（相談）支援事業を事業の創設期から担い、厚生労働省の家計相談支援事業従事者養成研修の講師を務める家計改善支援員（グリーンコープ生活協同組合連合会所属）3名が、支援を実施した。また、一部の世帯については、各自治体で対象世帯をすでに担当している家計改善支援員も支援に携わった。

#### (2) 対象の選定

モデル実施自治体については、平成30年4月より生活保護受給者への家計改善支援事業を実施している10自治体の中から、地域性、人口、家計改善支援事業の実施形態（委託先の団体や実施方法）の異なる2自治体を選定した。

対象者については、生活保護受給者（廃止・停止含む）で家計に変化や課題のある世帯など8世帯（各自治体4世帯）を調査対象にすることとし、選定を依頼した。各自治体では、組織的に調査対象世帯を選定したり、ケースワーカーからの希望を募り、その中から世帯を決定するなどして、それぞれ世帯類型の異なる4世帯を対象として選定した。

対象者に対しては、自治体担当者、担当ケースワーカー、および家計改善支援員からの説明のうち、本人からの同意（書面）を経て支援を行った。

#### (3) 対象世帯の概要

##### ①事例1

相談者：単身世帯（50代男性）

相談内容：収入・生活費について

支援概要：就労が難しく今後保護費の範囲で生活しなければならない。家計表、キャッシュフロー表の作成。家計方針の提案（⇒毎月3000円を目標にためること）

##### ②事例2

相談者：5人世帯（40代夫婦、子ども3人：小・中・高に進学予定）

相談内容：収入・生活費について

支援概要：3人の子どもの進学費用の準備がない。給与と手当は夫が消費してしまい、妻が使える

るのは保護費のみ。家計表の作成。妻管理の千当て用の入金口座の増設を提案。家計状況の理解を促し、お金の使い方を提案（紙芝居の作成）。子どもに学習支援をすすめる。

③事例 3

相談者：母子世帯（40代母、子ども2人：高校・保育園）

相談内容：収入・生活費について

支援概要：長女の大学進学費用について。進学後の生活の見通しに不安。長女世帯分離後の、母と次女の生活の見通しをたてる。家計表、CF表の作成。

④事例 4

相談者：単身世帯（70代男性）

相談内容：収入・生活費について

支援概要：「家計のやりくりのコツを教えてもらいたい」と本人が希望。家計表を作成。

⑤事例 5

相談者：単身世帯（30代男性）保護停止

相談内容：収入・生活費について

支援概要：増収により保護停止。今後の自動車購入希望あり、家計表の作成、車購入のシミュレーションを実施。

⑥事例 6

相談者：母子世帯（40代母、子ども1人：3歳、発達障害）

相談内容：収入・生活費について

支援概要：就労しており、増収による保護脱却を目指している。障害をもつ子どもがおり、保育園の送迎等で車が必要。車の保有が認められたが経費の捻出に不安。家計表の作成。今後の自動車保有、保護廃止になった場合のシミュレーションを実施。

⑦事例 7

相談者：2人世帯（30代姉妹：姉妹とも精神障害者保健福祉手帳所持）

相談内容：仕事探し、就職について。

収入・生活費について。

支援概要：転居したばかり。二人で就労して、保護脱却したい。家計表の作成。保護を脱却し、生活をするための就労収入の目安を算出。

⑧事例 8

相談者：2人世帯（60代母、30代次男：知的障害者）

相談の内容：収入・生活費について。

支援の概要：母が65歳になり年金が増額したため保護停止となった。次男のA型作業所の給与と年金で生活できるか心配。家計表作成。今後のシミュレーションを行う。

## 2. モデル実施結果の検証

本調査研究では、モデル実施の結果を検証するため、2自治体でモデル実施にかかわった自治体職員、対象となった世帯を担当するケースワーカーの協力により、グループインタビューを実施することとした。あわせて、対象となった世帯にアンケートを実施した。さらには、支援にかかわった家計改善支援員、および、自治体担当者からのフィードバックを得た。

以下、それらをまとめ、考察していくこととした。

### (1) 自治体担当者グループインタビューについて

#### ①グループインタビュー参加自治体について

##### 1) A市（平成30年2月21日実施）

自治体担当者1名、ケースワーカー3名 計4名がグループインタビューに参加。  
家計改善支援事業は、民間団体に委託して実施。

##### 2) B自治体（平成30年2月18日実施）

自治体担当者2名（総括職員1名、査察指導員1名）、ケースワーカー3名 計5名がグループインタビューに参加。家計改善支援事業は、民間団体に委託して実施。

#### ②グループインタビューの方法

グループダイナミックインタビューの手法を用いて、参加者相互の自由なやりとりの中で、インタビュー項目について話していただく方法をとった。インタビューの内容は、ICレコーダーで録音し、文字起こししてまとめた内容は、委員会で資料として配付する前に、インタビュー参加者に確認を依頼した。

インタビューは、「生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査委員会」の委員である新保美香（明治学院大学）が行った。

#### ③グループインタビューの内容

##### 1) モデル実施世帯に対する家計改善支援に対する感想について

- ・実施世帯の担当者からの感想
  - ・他のグループインタビュー参加者からの感想
- 2) 生活保護受給者への家計改善支援事業の実施にあたっての意見について
- ・家計改善支援事業により期待できる効果。
  - ・どのような世帯に利用を希望するか。
  - ・家計改善支援事業の課題（不安に思われる点、改善や工夫を要する点、要望など。）

## **(2) グループインタビューの概要（個別世帯について）**

以下は、グループインタビューの際に、今回家計改善支援事業をモデル実施した8世帯について、個別に、担当ケースワーカーおよびグループインタビューに参加した職員から聞き取った内容をまとめたものである。

### ①事例1（50代単身世帯）について

- 1) 担当ケースワーカーより
- ・過去にも異なる福祉事務所で複数の生活保護の受給歴がある。家計管理の力をつける必要がある世帯ではないかと考え、今回、新規申請のタイミングでモデル事業を利用することにした。
  - ・普段は、意思疎通が難しい世帯。
  - ・利用後は、（この事業の効果かどうかはわからないが）、お金がなくて困ったというような金銭的な相談はない状況。
  - ・自分のことを言いたがらない本人から、よくここまでこまかに聞き取りされたと思う。
- 2) 自治体職員より
- ・本世帯は、初回面談のみで終了。本人がそれ以上希望しなかった。
  - ・支援員は、初回面談の聞き取りの中で、本人の大事にしていることを尊重しながら「家計表」を作成し、1年後の目標も作成。ケースワーカーを通じて本人に提示してもらうことになった。
  - ・本人にやる気や改善しようとする意思がなければ、難しい。ただ、このような世帯が、一番ケースワーカーが解決してほしいと思う典型的な世帯なのではないか。しかしながら、本人が拒否される場合には、なかなか対応はできない。

### ②事例2（40代夫婦子ども3人の世帯）について

- 1) 担当ケースワーカーより
- ・支援員による支援を開始してから、夫名義の新しい貯蓄用の口座をつくり、児童手当と夫の就

労収入の一部を新口座に変更することにした。支援員には、家計表を作成してもらい、そこから、主に夫の理解が得られるような提案をしてもらった。

- ・最近、長男の高校進学が決まった。私立に進学するため、費用が必要になる。夫は大丈夫と言っているが心配もある。社協の貸付や奨学金についても検討中。ケースワーカーとしてはこれまで夫にアプローチしてきたが、なかなか難しかった。
- ・家計の相談員とケースワーカーとの連携ですすめてきた。正直、この事業を利用していなかったら、ケースワーカーからは「大丈夫なんですか」としか言っていなかった。「いまどのくらい必要なのか」「どのくらい足りていないのか」は、最後の最後の段階で確認することになり、入学は決まったがお金がないという状況になっていたかもしれない。結果的に、100%成功したとはいえないかもしれないが、少なくともケースワーカーだけで支援するよりも、はるかに進めやすかった。状況の把握や助言がとてもやりやすかった。
- ・家計の把握（例えばガス代、水道料金など）は、ケースワーカーには無理である。そこまでは対応できない。
- ・今後生活保護からの脱却が見込める世帯であり、その際の生活も安定するように支援したい。家計改善支援が入ることは、こうした世帯には効果的ではないかと思う。

## 2) 自治体職員より

- ・夫婦ともに知的障害の疑いがありボーダーな印象。これまでの習慣から「わかったふり」をするが、実は何も入っていないという状況があった。支援員も、途中でそのことに気づき、紙芝居をつくり（巻末に参考資料として添付）絵で端的に伝えて、夫に理解を促していた。
- ・ケースワーカーは当初からこうした状況をふまえて、保護費は妻の口座に振り込むようにしており、家賃も代理納付するなどポイントを押さえていた。しかしながら、ケースワーカーには、家計に対する知識はない。家計に入り込んでもう一步というところは、ケースワーカーには難しい。そこを、支援員と連携して、あと一步踏み込む支援ができた。ケースワーカーとの協力、タッグを組めたことがよかった。
- ・自立相談支援事業からつながった世帯であり、長男が高校進学するなら学習支援を使って欲しいという話をしていた。ケースワーカーから長男に働きかけてもらったが、当初は「やらない」と消極的だった。その後、家計の支援員から、「今が勉強する時だよ」と伝えてもらい、実際に学習支援に参加するようになった。
- ・もう一步踏み込んでいくことについては、ケースワーカーには限界がある。支援員とタッグを組んでやれたことで効果があった。

## ③事例3（母子世帯：40代母、高校生と保育園の子ども2人）について

### 1) 担当ケースワーカーより

- ・保護開始後3年目。長女の高校進学の直前から開始。長女は高校1年からアルバイト代を貯めて全く使っていなかった。ずっと収入申告してきたが、進学が決まり学費を納入するまで一度

もおろしていなかった。

- ・全員外国籍で、母は日本語ができない。日常会話は大丈夫だが少し難しいと理解できない。子どもの進学についてもわからないことが多かった。子どもは国立大学を目指していたが、それは難しく、私立大学を受験することになった。大学進学が決まった頃に、このモデル実施の話があり、提案したところ、同意が得られて利用に至った。
- ・支援員からの書類を見ても、長女がアルバイトも学業も両立させ、とてもがんばっているため、応援したいと思っていた。これで見通しがたったが、まだ金銭的に足りずアルバイトしており、身体が心配である。最近面接した際に、「次女が小学生になるが、家計相談のおかげで準備も大丈夫です」と言っていた。長女の大学だけでなく、次女の小学校進学の準備もできたことがわかり、よかったと思った。
- ・この世帯は、長女がとてもがんばっていた。高校1年から大学の支援を考えている世帯であれば、こうした支援は必要だと思った。
- ・同じような認定除外している世帯もあるが、正直、それを使ってしまっている子どもいるのではないか。これが一般的な世帯ではない。アルバイトできない高校もある。高校1年から準備していかないと、大学進学は難しいと思った。

## 2) 担当職員より

- ・県外の私立の大学への進学ということで、費用が100万円を超えたことに驚いた。生活保護を受給する生活の中で、100万円を貯めることは、普通はなかなかできない。家計相談ができるようになって、1～2年で簡単に貯まる金額ではない。このため、大学進学を日指す子どもや、両親には言えないが希望する子ども達の夢をこわさないためには、もっと前から計画的に貯めていかないと大変である。子どもが多ければなおさらである。
- ・この世帯は、長女が一人で3年間毎日アルバイトしてかなりの金額を貯金した。今回新設された、進学準備給付金の30万円が支給されるがまだ足りない。長期の計画で応援しないと、巣立っていく本人も「自分は本当に大学に行っているのか」と不安を持ち、また家族も不安を持つのではないか。家族も迷いを持ち、応援できないのではないか。
- ・この世帯は、自分たちでがんばっていたが、普通はなかなかここまでできないと思う。このため、家計改善支援が早めに入って、子ども達や両親を支援していく必要がある。両親の理解は不可欠。子ども達の方だけではできないことなので、早めに介入し、見通しや計画を見せることで不安が解消されるのではないか。そうすれば、両親も子どもも「がんばろう」と力が出てくるであろう。
- ・家計改善支援事業が、未来を支援できる制度であることを実感した。

### ④事例4 (70代単身世帯) について

#### 1) 自治体担当者より (担当ケースワーカー不在のため)

- ・結婚歴があり、子どももいたが、現在は単身。生活保護を受給する前は、知人宅を転々として

いたが、そうした生活もできないと生活保護申請に至った。無年金で、生活保護費だけで生活している。特に問題がある訳ではなく、これまでケースワーカーにお金が足りないと相談したこともない。定期受診もしており、安定した生活をしている、ケース格付けDケース（年二回訪問のみ）。ケースワーカーの支援もほとんど必要のない世帯。

- ・それゆえにケースワーカーとのかかわりはかなり薄い。また、親族とは音信不通である。近所づきあいは多少あるものの、さみしさもあり、ノラネコに餌づけして、自分の食事よりもネコたちの餌を優先するほど、かわいがってる。
- ・全く問題はなかったが、ケースワーカーからの呼びかけに対して「コツとかを教えてもらえるのなら相談してみようかな」と前向きに自分から手を挙げてくれた。しかし、実際に家計相談が入ってみると、困ったことが見つかった。ネコを優先して高い餌などを買っているため、月末になると、自分自身の食事を食べることができないような状態になっていた。支給日が来ると「よかった」と思うような日々を過ごしてきた。
- ・家計改善支援員の初回面談のアドバイスについては、「そうか」と前向きに捉え、その後、あまり考えずに欲しいものを買う生活から、一円単位で見ても買い物をするようになった。その結果、その月は7,000円残った。それを支援員が褒めてくれるととても嬉しくなって「来月は一万円貯めてみるわ」というような、前向きな世帯である。
- ・現在、男女問わず未婚率が高まり、単身世帯が増加している。家族の関係も薄くなり、社会的孤立がすすむなかでの典型例が、この世帯。高齢、男性で身内はいるが音信不通で頼れない。さみしさからネコを飼っている。もっと年を重ねて認知機能が低下し介護状態になったときに、たぶん、気づいてくれる人がいない世帯。ケースワーカーとのかかわりも薄いため、ケースワーカーに連絡が入る頃には、重篤な状況になっており、そうなるのはじめてケースワーカーが把握するようになるのではないか。ケースワーカーがあとで苦勞するケースではないか。
- ・家計改善支援員が入ることで、最低限度の生活が保障される中でも、生活の質を上げたり、社会的孤立の防止にもなり、本人の変化に気づく機会をつくることことができる。ケースワーカーが、問題が小さいうちに介入できるのではないか。
- ・ネコも生きがいにはなっているが、増えすぎるとトラブルの元にもなる。ケースワーカーの関わりが薄い中で、家計からのアプローチが、本人への気づきを促す支援になるのではないか。
- ・単身、高齢世帯が増えているので、こうした世帯に対しても、色々な効果が出せるのではないかと思う。

#### ⑤事例5（30代単身男性）について

##### 1) 担当ケースワーカーより

- ・本世帯についてはもともと収入増による保護廃止の見込みがあり、本人からもそのことについての不安がケースワーカーに対して語られていた。そこで、市の家計相談支援員と同行訪問するなどして廃止後のための関係構築を図ってきた経過があった。
- ・モデル実施後の訪問時の本人の状況としては、「これまで自転車で移動していたが、中古車を買

って通勤や外出に使いたい」と話したり、以前はケースワーカーの訪問時に仕事に対する不満や大変さをかなり語っていた。しかし、表情も落ち着き、以前はほとんど話をしなかった市の家計改善支援員にも話をするようになったりするなどの変化が見られた。

- ・貯金ができていることが確認できた。「安い中古車でよいので車が欲しい」と話す際にも、自信が見られるようになった。モデル実施により状況の整理ができ、これでやれるという思いが多少出てきたのではないか。今なら廃止の話をして大丈夫ではないかという印象もある。本世帯にとっての不安要素はお金のやりくりだったので、廃止しても大丈夫と判断できる位に、落ち着いてきたのではないかと思う。

## 2) 他の参加者より

- ・ケースワーカーに言えないことを家計改善支援員が把握することもある。
- ・市として、保護脱却の際には、確実に生活困窮者自立支援制度につなぐことを考えている。
- ・生活保護は指導などをしなければならない側面もある。人が変わると相談しやすくなる側面もある。
- ・現在はケースワーカーがかかわっているが、その後誰がかかわるのか。家計改善支援員もずっと関わることはできるわけではない。しかしながら、しばらくは誰かが関わってくれる安心感はあるかもしれない。
- ・確実に保護担当が自立相談支援機関につなぐことはしたい。「なにかあればいつでも保護」を前提で支援が途切れる訳ではないことを本人にわかってもらえるとよい。
- ・家計の見える化で、やっていけるという自信になるのではないか。節約すべきところも見えてくる。

## ⑥事例6（母子世帯：40代母と3歳の子どもの世帯）について

### 1) 担当ケースワーカーより

- ・「家計の見える化」がはかられた。また、保険料についても、保険料の安い保険会社等の情報提供など専門的なことも教えてもらった。
- ・「いくらくらいお金があれば、安心して生活できるか」を具体的に示せた。生活保護基準がこうだから…ではなく、これだけの収入があればこれだけの貯蓄ができる、何時間働けばこれくらいの収入になるなど、就労支援にもつなげやすいのではないか。
- ・その後、障害を持つ子どもの子育ての負担もあり、無理のない就労を続けることになった。保護脱却が目標ではなくなったが、それにとらわれなくても、本人にとって有用な情報や支援ができればよいのではないか。
- ・本人自身は、お金の使い方の相談ができてよかったというような受けとめだったのではないか。

### 2) 他の参加者より

- ・母子世帯の場合、就労について、保育園の要件として意識するかもしれないが、脱却するためにあといくら必要というような形で意識することはあまりないかもしれない。



## ⑦事例7（30代姉妹の世帯）について

### 1) 担当ケースワーカーより

- ・もともと二人とも無口で、「はい」「いいえ」でのやりとりがほとんどだった。モデル実施で支援員が入ったおかげで、部屋も生活感が感じられるようになり、これまで「節約しないといけない」とばかり言っていたが、支援員に「必要なものは買えばいい」と言ってもらい、最近中古のテレビも購入した。
  - ・支援員から「これだけ収入があれば脱却できる」と金額を提示されたため、本人も目標がわかった。もともと就労意欲はあり、明日一緒にハローワークに同行することになっている。A型事業所から動き始めているところであるが、将来的には一般就労も可能性があり、そこまで行くことができたらいいと思っている。
- ・以前は、コンビニでこまかいものを買ってしまうなどして消費してしまっており、ケースワーカーから「節約してね」と話していた。今回は「必要なものは買わないとだめ」と本人に教えていただいた。

### 2) 他の参加者より

- ・アパート設定から新たな生活を再建していくために、家計改善支援のノウハウを導入できたらと思いき、今回、モデル実施を利用するに至った。
- ・ケースワーカーからだけでなく、支援員からも「これを買いましょう」「そのために節約しましょう」などの助言があるのがよい。
- ・就労についても、二人にお互いにこれくらいずつ働けば大丈夫と話していただいた。(一人7万円。二人で14万円との目安。)

## ⑧事例8（60代母と次男の世帯）について

### 1) 担当ケースワーカーより

- ・保護脱却に向けて、今回モデル事業に参加した。100円均一の店で売っている封筒（使い道を書いておくもの）を紹介したり、年金の使い方を示してくださったりした。
- ・支援員は、入るのが上手。安心感を与える。やわらかい雰囲気、あたたかみがある。
- ・保護を脱却したらどういう生活になるのだろうと示し、そこから伴走していくというところで、安心感を与えられるのではないかと。
- ・その後、次男と面接したところ、「C支援員からも廃止になるのでお母さんを助けてあげなければならないと言われた」と自分でも話していた。「何かあってもいいように蓄えて、何かあったら家計の足しにしよう」と言っていた。次男も廃止についての理解ができており、ケースワーカーとしても安心した。
- ・ケースワーカーは、通常様子を見るために保護を「停止」にするが、家計改善支援事業が伴走してくれれば「廃止」としてもよいかもしれない。
- ・支援員は2回しか世帯と面接していないが、信頼関係をつくり、頼りにされる存在となるのは

すごい。そういう支援員を、どのように養成したらよいのだろうかと思う。A 支援員だから、B 支援員だから…とならないように、支援員誰もが、今回の支援員のように、信頼をつかみ、具体的見立てや支援が素晴らしくできるとよい。

## 2) 他の参加者より

- ・市では、4 名の家計改善支援員を配置している。他の事業も兼務しており、なかなか家計の専任職になりきれない。兼務でよいのか、人数を少なくしても専任にするか。場所は、どこに配置するのがよいか、今後見極めていきたいと思っている。
- ・今回は、グリーンコープの支援員の手法がとても有難かった。市の支援員にとっても学ぶところが大きかった。
- ・今回のモデル実施を契機に、本来の家計改善支援はこういうものだと思ふことができたのはよかった。

## (3) グループインタビューの概要 (実施にあたっての意見について)

以下は、グループインタビューにおいて、生活保護受給者への家計改善支援事業の実施にあたっての意見として、家計改善支援事業により期待できる効果、どのような世帯に利用を希望するか、家計改善支援事業の課題（不安に思われる点、改善や工夫を要する点、要望など。）として聞き取った内容を整理したものである。（各項目の内容には、重複する意見がある。）

### ①支援の効果について

- ・表情が落ち着き、以前はほとんど話をしなかった市の家計改善支援員にも話をするようになった。
- ・貯金ができていることが確認できた。話す際に自信がみられるようになった。
- ・廃止しても大丈夫と判断できる位に落ち着きがみられるようになった。
- ・ケースワーカーには普段言わないようなことを、本人が話す機会になった。
- ・生活保護は指導などをしなければならない側面もある。人が変わると相談しやすくなる側面もある。
- ・廃止後、しばらくは誰かがかかわってくれる安心感があるかもしれない。
- ・家計の見える化で、やっていけるという自信になるのではないか。節約すべきところも見えてくる。
- ・「家計の見える化」がはかられた。
- ・保険料の安い保険会社等の情報提供など専門的なことも教えてもらった。
- ・「いくらくらいお金があれば、安心して生活できるか」を具体的に示せた。
- ・就労支援にもつなげやすい。

- ・「はい」「いいえ」でのやりとりがほとんどだった。モデル実施で支援員が入ったおかげで、部屋も生活感が感じられるようになり、これまで「節約しないといけない」とばかり言っていたが、支援員に「必要なものは買えばいい」と言ってもらい、最近中古のテレビも購入した。「これだけ収入があれば脱却できる」と金額を提示されたため、本人も目標がわかった。
- ・本人が安心して、ここに相談すれば何とかできると感じた。
- ・何十年も保護を利用しており、保護を脱却したらどういう生活になるのだろうかを示し、そこから伴走していくというところで、安心感を与えられるのではないか。
- ・「何かあってもいいように蓄えて、何かあったら家計の足しにしよう」と言っており、廃止についての理解ができており、ケースワーカーとしても安心した。
- ・通常様子を見るために保護を「停止」にするが、家計改善支援事業が伴走してくれれば「廃止」としてもよいかもしれない。
- ・ケースワーカー1人で悩むのではなく、家計改善支援員が伴走してくれるとケースワーカーも安心である。
- ・効果としては「安心して自信がつくところ」。
- ・本人の状態が良くなってくることがすごい効果だと思っている。ケースワーカーだけではない、他（者）のかかわりがあってもよいと思っている。
- ・ケースワーカーが全権をにぎるのではなく、役割が分けられるのはいいと思う。
- ・市の仕事として、非常に有効であると思い、職員のスキルも上がっていく分野であるとわかった。とても大事な事業である。市の様々な窓口や世の中で生きるものだと思うた。
- ・利用後は、（この事業の効果かどうかはわからないが）、お金がなくて困ったというような金銭的な相談はない状況。
- ・正直、この事業を利用していなかったら、ケースワーカーからは「大丈夫なんですか」としか言っていなかった。「いまどのくらい必要なか」「どのくらい足りていないのか」は、最後の最後の段階で確認することになり、入学は決まったがお金がないという状況になっていたかもしれない。ケースワーカーだけで支援するよりも、はるかに進めやすかった。状況の把握や助言、指導がとてもやりやすかったと思う。
- ・ケースワーカーには、家計に対する知識はない。家計に入り込んでもう一步というところは、ケースワーカーには難しい。そこを、支援員と連携して、あと一步踏み込む支援ができた。ケースワーカーとの協力、タッグを組めたことがよかった。
- ・長女の大学だけでなく、次女の小学校進学準備もできたことがわかり、よかったと思った。
- ・この世帯は、長女がとてもがんばっていた。高校1年から大学の支援を考えている世帯であれば、こうした支援は必要だと思った。
- ・家計改善支援事業が、未来を支援できる制度であることを実感した。
- ・(安定的に生活しているような世帯であったが) 実際にか家計相談が入ってみると、困ったことが見つかった。
- ・家計改善支援員が入ることで、最低限度の生活が保障される中でも、生活の質を上げたり、社会的孤立の防止にもなり、本人の変化に気づく機会をつくることことができる。ケースワーカーが、

問題が小さいうちに介入できるのではないか。

- ・家計からのアプローチが、本人への気づきを促す支援になるのではないか。
- ・効果としては、廃止したあとのことまで考えられることではないかと思う。
- ・お金の管理ができていないことには、何らかの原因や理由がある。その原因を探るいい機会に必ずなる。
- ・ケースワーカーがすべて抱えず、専門家の力を借りながら、少しでも心と身体の負担を減らして一緒に取り組めたら…と思う。

## **②支援員の専門性について**

- ・「必要なものは買わないとだめ」と本人に教えていただいた。
- ・「これを買きましょう」「そのために節約しましょう」などの助言があるのがよい。
- ・入るのが上手。安心感を与える。やわらかい雰囲気、あたたかみがある。
- ・2回しか世帯と面接していないが、信頼関係をつくり、頼りにされる存在となるのはすごい。
- ・支援員誰もが、今回支援を担当してくれた支援員のように、信頼をつかみ、具体的な見立てや支援が素晴らしくできるとよい。
- ・グリーンコープの支援員の手法がとても有難かった。市の支援員にとっても学ぶところが大きかった。
- ・今回のモデル実施を契機に、本来の家計改善支援はこういうものだと思ふことができた。
- ・支援員さんの人間力はすごい。支援員によって成り立つ事業なのかな…と思った
- ・自分のことを言いたがらない本人から、よくここまでこまかに聴き取りされたと思う。
- ・グリーンコープの支援員は、初回面談の聴き取りの中で、本人の大事にしていることを尊重しながら「家計表」を作成し、1年後の目標も作成。
- ・家計の把握（例えばガス代、水道料金など）は、ケースワーカーには無理。
- ・家計改善支援員は、家計についてひもといていく、プロであると感じた。
- ・初回面談だけで、これだけの情報を把握していくのはすごい。本人が大切にしていることは尊重して、固定費として計上し、今後どのように黒字にできるか示せるのはすごいと思った。
- ・家計改善支援員が、その世帯に踏み入って、助言できているのを見るとすごいと思う。
- ・かゆいところに手が届く。

## **③支援の課題について**

### **1) 対象世帯について**

- ・保護脱却が目標ではなくなったが、それにとらわれなくても、本人にとって有用な情報や支援ができればよいのではないか。
- ・脱却に向けてということ、大学進学に向けてというような枠にとらわれていたかもしれない。

- ・危機的状況にある方々に対しても、家計改善支援事業は有効ではないか。
- ・ポイント制などにして家計改善支援事業利用の優先度を検討してもよいのではないか。
- ・家計改善支援事業は、「出口の支援」のイメージがあった。しかし、自立相談支援事業からつながるなど「入口の支援」も必要ではないか。
- ・保護脱却にならないが、本人がいい状態になるなど、今回のモデル実施で（効果が）みられたような世帯にも広げてもよいのではないか。
- ・「入口」のほうが、緊急性が高いのではないか。
- ・保護を受給しただけで問題が解決しない場合もある。未来については支援できるが、過去に起った問題の解決が必要になる場合もある（滞納、居住など）。
- ・金銭管理ができないが、支援員が入ることに拒否があり、介入が難しい世帯。家族の一人だけにアプローチしても、全員の理解がないとまわっていかない世帯。個人だけでなく世帯にかかわることが必要ではないか。
- ・家計管理ができない世帯が何件かある。たとえば年金を受給している高齢世帯。年金が2ヶ月に1回、保護費は毎月。奇数月にはお金がなくなっている世帯が多い。このような世帯も相談できればよい。
- ・ピンポイント、ワンポイントで家計改善支援を活用する使い方もできないか。お金の専門家として、アドバイスをしていただいてもよいのでは。
- ・様々な相談者が出てくる可能性があり、「枠（相談できる世帯の条件）」をつくるのはやめてほしい。実施機関が必要と認める世帯については、使えるようにしてほしい。
- ・はじめは、将来を見据えて若い世帯が対象ではないかと思っていたが、高齢世帯も対象になるといったと思った。幅広く実施できたらよい。
- ・ケースワーカーとしては対応しにくく、家計についても本人だけでは不安である。ただ本人が希望しないため、家計改善支援事業を継続することはできない。こうしたギャップがあるが、なかなかそれも埋まらないため、ケースワーカーの負担を軽減することにはつながらないかもしれない。
- ・本人にやる気や改善しようとする意思がなければ、難しい。ただ、このような世帯が、一番ケースワーカーが解決してほしいと思う典型的な世帯なのではないか。しかしながら、本人が拒否される場合には、なかなか対応はできない。
- ・今後生活保護からの脱却が見込める世帯であり、その際の生活も安定するように支援したい。家計改善支援が入ることは、こうした世帯には効果的ではないかと思う。
- ・現在、男女問わず未婚率が高まり、単身世帯が増加している。家族の関係も薄くなり、社会的孤立がすすむなかでの典型例が、この世帯。ケースワーカーとのかかわりも薄いため、ケースワーカーに連絡が入る頃には、重篤な状況になっており、そうなってはじめてケースワーカーが把握するようになるのではないか。ケースワーカーがあとで苦労するケースではないか。
- ・単身、高齢世帯が増えているので、こうした世帯に対しても、色々な効果が出せるのではないかと思う。
- ・将来、保護からの脱却が見込めるような世帯にこそ使って欲しいという制度かと思っていた。

しかし、世帯の変化に気づくという視点について、「口から鱗」の感じで、まさにそうだなと思った。どちらもありえるというのが正直な感想。

- ・孤立しているかもしれない世帯に入っていただくと、利用者の拠り所、やる気にもつながるのではないか。
- ・廃止のあとに戻ってくる世帯がわりといらっしゃる。こうした世帯が利用するとよいのではないか。先日は、廃止後に小学校から「給食費を4万円払っていない」と連絡が入った。1年未満で廃止になった世帯で、そこまで支援が必要とっていなかった。廃止できそうな方への支援は効果的ではないかと思った。
- ・保護廃止になったあと、医療費を気にして病院にいかなくなり、また身体を壊して戻ってくる例もある。こうした世帯にも有効であろう。
- ・一番利用してもらいたいのは、進学関係。
- ・ケースワーカーの助言には限界があり、進学関係で親に不安がある場合には「必須」にして入れていくと、ケースワーカーも安心ではないか。
- ・効果が出るような世帯を選定しなければならないのではないか。利用する世帯のやる気にもかかっているのではないか。事前に、何らかのチェックができる方法も必要ではないか。例えば、事前に家計を書いてきてもらうなど。あとで「いいわ」となると申し訳ない。
- ・大学進学を希望している子どもには、今後も利用したいと思う。

## **2) 情報共有のあり方について**

- ・ケースワーカーに言えないことを家計改善支援員が把握することもある。
- ・ケースワーカーには言えないが、家計改善支援員には話ができる状況が生まれる。(逆もあるかもしれないが)
- ・お互いの守秘義務の範囲をどのようにすべきかは課題。
- ・ケースワーカーだけでは言えないこともある。ケースワーカーと、働くと保護費を減らされると思い、下手に話ができないと思っている人も少なくない。ただ、その情報の共有については課題。(この人だったから言ったのに、あっちに筒抜けになっている…など。)
- ・情報共有のあり方については課題。

## **3) 保護と自立相談支援機関(家計改善支援事業)との協働・一体的支援の必要性について**

- ・確実に保護担当が自立相談支援機関につなぐことはしたい。「なにかあればいつでも保護」を前提で支援が途切れる訳ではないことを本人にわかってもらえるとよい。
- ・いきなり福祉事務所に配置するのではなく、自立相談支援事業と生活保護の事業を一体的に行っていく必要がある。ケースワーカーの助言、プラス家計改善支援員のアドバイス(アセスメント)があると、本人にとってはよい。
- ・生活保護における支援のノウハウを家計改善支援員に伝えていくことができればよいかもしれない。そうやって、家計改善支援員のスキルアップを図ることもできるかもしれない。困窮と生保の一体的支援が必要かもしれない。

- ・信頼関係度が、負けてしまう。嫉妬ではないが、一緒に支援できたらよい。
- ・被保護者と生活困窮を一体的に実施してもらいたい。
- ・もう一步踏み込んでいくことについては、ケースワーカーには限界がある。支援員とタッグを組んでやれたことで効果があった。
- ・家計相談は、ケースワーカーが担当する部分と、支援員が担当する部分もある。手間のかかる世帯は、ケースワーカーが持たざるを得ない。ケースワーカーとしては手がかからないと思っ  
ていても、実は困難を抱えている世帯、自分からは言っ  
てこなかった世帯などは、対象になってくるのではないか。日々、お金が足りないと言っ  
てくる世帯については、支援員からはア  
ドバイスはできるかもしれないが、ケースワーカーが関わらざるを得ない。
- ・指導的なことについては、支援員からは言いに  
くいだらう。ケースワーカーが行わないといけ  
ないところもある。
- ・支援開始後は、定期的なフィードバックがあるとありがたい。

#### **4) 支援員の養成**

- ・2回しか世帯と面接していないが、信頼関係をつくり、頼りにされる存在となるのはすごい。そういう支援員を、どのように養成したらよいのだろうか。
- ・他の事業も兼務しており、なかなか家計の専門職になりきれない。兼務でよいのか、人数を少なくしても専任にするか。場所は、どこに配置するのがよいか、今後見極めていきたいと思っている。
- ・職員（支援員）を、いかに育成、獲得していくかが難しい。
- ・専門性が必要である。知識がないと信頼関係も構築できないであろう。
- ・生活保護の仕組みがわからないと、支援員が、的確なアドバイスができない場合もあるのではないか。

#### **5) 支援の評価・効果測定について**

- ・何をもちて効果とするのか。
- ・本人の状態が良くなってくることがすごい効果だと思っている。
- ・事業の評価について、利用者の気持ちの部分の評価はできないか。自信を持つという効果が出ているのではないか。（保護の廃止など）金銭面での評価しかできないのか。それによらない評価が必要ではないか。

#### **6) その他**

##### **<進学を希望する世帯への支援>**

- ・大学進学に向けて、他にも認定除外している世帯もあるが、正直、それを使っ  
てしまっている子どもいるのではないか。これが一般的な世帯ではない。アルバイトできない高校もある。高校1年から準備していかないと、大学進学は難しいと思った。

- ・生活保護を受給する生活の中で、100万円を貯めることは、普通はなかなかできない。家計相談ができるようになって、1～2年で簡単に貯まる金額ではない。このため、大学進学を目指す子どもや、両親には言えないが希望する子ども達の夢をこわさないためにはもっと前から計画的に貯めていかないと大変である。子どもが多ければなおさらである。
- ・長期の計画で応援しないと、巣立っていく本人も「自分は本当に大学に行っているのか」と不安を持ち、また家族も不安を持つのではないか。家族も迷いを持ち、応援できないのではないか。家計改善支援が早めに入って、子ども達や両親を支援していく必要がある。両親の理解は不可欠。子ども達の力だけではできないことなので、早めに介入し、見通しや計画を見せることで不安が解消されるのではないか。そうすれば、両親も子どもも「がんばろう」と力が出てくるであろう。
- ・子どもの中には、日中、来所相談ができない場合もある。その場合、どうすればよいかは課題。

#### <制度説明・制度の周知>

- ・制度を説明するために、資料をつくってもらった。とてもわかりやすいものであった。口頭よりも、渡せるものがあるとよいと思った。
- ・親だけでなく子どもの理解も必要。
- ・今回、モデル事業があることを知ったのは回覧だった。見ていないケースワーカーもいるだろう。上司も把握していないかもしれない。実施するのであれば、資料等による周知が必要ではないか。
- ・「金銭管理」だと思っている人もいるだろう。「家計相談って何ですか？」という認識のケースワーカーも多い。困窮の制度だと思っている人もいる。

#### <組織的な取組み・判断基準>

- ・判断基準を、所長やSVが理解しないと、ケースワーカーだけでは、事業の利用は進まないのではないか。正直、利用者に説明するなどの負担がケースワーカーにはかかる。所長やSVが、ケースワーカーにすすめていかないと、ケースワーカーから積極的に利用しないのではないか。所長やSVがすすめるためにも、判断基準が必要ではないか。

#### <事業の必須化>

- ・被保護者に対する家計改善支援事業も必須化を目指してよいのではないか。必須化を打ち出さないと、弱いのではないか。ただ、やり方は自治体の状況に合わせて、福祉事務所の判断に任せてもらえると良い。

#### <ケースワーカーの負担>

- ・ケースワーカーの手間が増える心配があるかもしれない。



#### (4) グループインタビューの考察

##### ①支援の効果について

##### 1) 本人にとっての効果（本人の変化）

- ・本人にとっての効果（本人の変化）としてインタビューの中から把握されたのは、以下のことである。

「表情が落ち着く」  
「落ち着きがみられる」  
「話をするようになる」  
「自信がみられるようになる」  
「本人の状態が良くなる」  
「安心感を感じられる」  
「主体性が生まれる」  
「新たな気づきを得る」  
「将来を考えられるようになる」  
「目標が持てる」  
「生活感が生まれる」  
「必要なものを購入できた」  
「自ら相談できる人ができた」

- ・これらを概観すると、次のような変化として考察できる。第1は、本人自身の気持ちや行動が前向きになることである。第2は、将来を考えたり目標を持つという、未来への志向性が生まれることである。第3は、日常生活の質の向上がはかられたことである。第4は、自ら相談できる人ができるなど、受援力（人に頼ったり、支援を受けることができる力）が醸成されることである。
- ・生活保護における自立は、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」の3つの側面で捉えるが、家計改善支援による変化は、これら3つの自立をよりよく果たすことにつながる重要な要素であるといえる。

##### 2) ケースワーカー（福祉事務所）にとっての効果について

- ・ケースワーカー（福祉事務所）にとっての効果としてインタビューの中から把握されたのは、以下のことである。  
「家計の見える化がはかられる」

「家計に踏み込んだ支援をしてもらうことができる」  
「家計のやりくりがうまくできないことの背景や原因を探ることができる」  
「普段ケースワーカーに言わないことを話すようになった」  
「ケースワーカーに言えないことを話せる存在ができた」  
「ケースワーカーにはない専門的なかわりをしてもらえた」  
「普段みえない困りごとを把握する契機となった」  
「本人の変化に気づくことができる」  
「問題が小さいうちに介入できる」  
「本人に新たな気づきを促した」  
「就労支援につなげやすくなった」  
「目標を明確化できた」  
「廃止の判断がよりの確にできるようになる」  
「廃止後のことも考えられる」  
「目標達成に向けて着実にすすめることができた。」  
「状況の把握、助言、援助がやりやすくなる。」  
「未来が支援できる」  
「生活の質を上げることができる」  
「社会的孤立の防止になる」

- ・これらを見ると、以下のようなことが効果としてあげられる。第1は、家計の見える化がはかられ、家計に踏み込んだ支援が可能になることである。第2は、ケースワーカーにはできない専門的なかわりにより、ケースワーカーには把握できない様々な事が把握できるようになることである。第3は、生活保護を実施するにあたってのアセスメントや、支援方針の策定がよりの確にできるようになることである。第4は、本人の生活の質を高めることができることである。
- ・家計改善支援員がかかわることにより、普段ケースワーカーには言わないような、本人の困りごとやその背景にあることの把握が可能となっている。また、そのことにより、問題が小さいうちに介入できるようになり、就労支援につなぐなどの判断がしやすくなるなど、よりの確な支援の実施につながっている。
- ・廃止後の生活設計をたてることにより、廃止の判断がよりの確にできることについては、本人のみならず、ケースワーカーにとっても安心につながることであろう。
- ・家計改善支援員という、ケースワーカーとは異なる立場の支援者が、本人にかかわることで、このような成果が生まれているといえるだろう。

## ②支援員の専門性について

- ・支援員の専門性については、「家計を入り口に、本人に寄りそうことを通じて本人をエンパワー

していく支援」のプロであることが把握できた。

- ・グループインタビューでは、1回の面接で、本人との信頼関係を構築するとともに、ケースワーカーが日頃なかなか聞き取ることがなかなかできない、家計や生活の状況を把握するという、プロの支援を賞賛する声が多くみられた。

### ③支援の課題について

#### 1) 対象世帯について

- ・対象世帯については、全体に、枠を作らず、様々な世帯に必要な支援ではないかという声が多かった。
- ・「出口と入口、過去と未来、緊急度の高低など様々な切り口から支援の必要性」「介入を望んでいない世帯や拒否している世帯」「個人だけでなく世帯にかかわることも重要」「ピンポイント、ワンポイントでの活用」というような要望もあった。
- ・現在は、保護廃止が見込まれる世帯、および、進学を予定している世帯等が対象とされているが、それに限らず様々な世帯に有効な支援であることがモデル実施からわかり、枠を創らず様々な世帯に支援を広げることの必要性が語られていたものと受けとめられる。

#### 2) 情報共有のあり方について

- ・インタビューでは、ケースワーカーには言えないが、家計改善支援員には話ができる状況が生まれており、お互いの守秘義務の範囲をどのようにすべきかが課題であるという声が複数あった。
- ・家計改善支援事業は、組織として実施している事業であり、「ここだけの話」とされたものについても、共有していく必要がある。このため、利用者には支援員の役割や、生活保護の事業として実施していることへの理解をしてもらえるような工夫が求められる。利用者が、生活保護制度やケースワーカーの役割をよく理解していないことから、ケースワーカーに話ができないと思う場合もあり、組織として、制度そのものの理解ができるよう支援していくことも重要であろう。

#### 3) 生活保護と自立相談支援機関（家計改善支援事業）との協働・一体的支援の必要性について

- ・インタビューでは、生活保護と家計改善支援事業との協働、一体的実施の必要性、重要性についても多く語られた。
- ・家計改善支援事業については、廃止後についても切れ目ない支援が行えるようにすることが、世帯の生活の安定を考えると、きわめて重要であるといえるだろう。
- ・ケースワーカーと家計改善支援員の役割の違いについても、インタビューでは語られていた。ケースワーカーと家計改善支援員の役割は異なるが、「利用者がよりよく充実した生活を送るこ

とができるように支援する（応援する）存在」であることに変わりはない。双方の支援の目的と立ち位置は同じであることから出発することが大切である。

- ・被保護者家計改善支援事業は、生活保護の自立支援の一環として実施されるものである。被保護者家計改善支援事業のプロセスにおいて、ケースワーカーが、保護の廃止などの行政処分につながることもある「指導・指示」を行うことは、適切な対応でないことを、支援にかかわるすべての担当者が理解しておく必要がある。生活保護における自立支援の本旨から考えても、家計改善支援員が利用者との信頼関係にもとづき把握した情報を根拠とした「指導・指示」や、被保護者家計改善支援が円滑にすすまないことをもって「指導・指示」を行うようなことは、あってはならないことである。
- ・被保護者家計改善支援事業の実施においては、他の生活保護における自立支援に関する事業や自立支援プログラムと同様に、ケースワーカーも、家計改善支援員も、本人の主体性と意思を尊重した「生活保護における自立支援」の姿勢を持って、連携しながら支援を行うことが極めて重要である。

#### **4) 支援員の養成**

- ・インタビューでは、今回モデル実施を担当した家計改善支援員の支援の質の高さから、同様に、家計改善支援事業の理念や考え方をふまえた質の高い支援ができる支援員を養成することの必要性についても語られていた。
- ・なお、生活保護世帯に対する家計改善支援事業を実施するにあたり、家計改善支援員も、生活保護制度、およびケースワーカーの役割や、生活保護における相談援助の特性について一定の理解を持つ必要があるものと思われる。
- ・その内容として考えられるのは、次のようなことである。
  - 生活保護制度は憲法第 25 条に規定される生存権を保障する重要な制度であること。
  - 「最低生活保障」と「自立助長」を目的としており、4 原理 4 原則があること。
  - ケースワーカーの役割（制度の管理者ではなく、制度をひとつのツールとして、利用者の生活の安定を目指した援助・支援を行う立場にあること。援助・支援を基本として行うが、指導・指示を行うこともあること。指導・指示は保護の停止廃止など行政処分につながるものであること。金銭やサービスの決定権を持つため、利用者との間に葛藤が生じやすいことなど。）
- ・家計相談支援員が、自治体で実施しているケースワーカーのための初任者研修に、参加することなども有効であろう。ただし、保護の要否の判断は、あくまでもケースワーカーの役割であり、それに必要な詳細な知識を必要とするものではない。むしろ、保護の決定実施や制度の運用について、利用者とともにケースワーカーに相談したり確認したりできる、良好な関係づくりが大切であるといえるだろう。

## 5) 支援の評価・効果測定について

- ・インタビューでは、何をもって効果とするのかが課題であると語られていた。
- ・①の支援の効果から考察されるように、家計改善支援事業は、単に家計のやりくりができるようになるだけでなく、本人自身の気持ちや行動に前向きな変容をきたしたり、未来への志向性が生まれたり、日常生活の質の向上がはかられたり、受援力が醸成されるなど、生活保護の3つ自立の向上に資する多くの効果を生み出すものである。
- ・自立相談支援事業の「新たな評価指標」のような、支援によって生まれる変化を多面的に捉える評価を積極的に行う必要がある。

## 6) その他

- ・インタビューでは、生活保護世帯に対する家計改善支援事業においても、生活困窮者自立支援制度で言われているような、早期的・継続的支援や世帯への支援が必要であることが語られていた。
- ・早期的・継続的支援については、特に、大学等への進学を希望している子どものいる世帯に対しては、子どもと親の双方に、できるだけ早い段階から支援していく必要がある。また、世帯分離して進学する子どもについては、その後のフォローアップもなくてはならない。世帯を離れて進学する子どもに対しても、全国の自立相談支援機関と連携するなどして、継続的な支援ができるよう検討することが期待される。
- ・世帯への支援も重要である。今回のモデル実施でも、世帯員全員に働きかけることによって、世帯の家計の安定につながっていた。個人ではなく世帯に働きかけることの重要性も意識していきたい。
- ・家計改善支援事業を組織的な取り組みにできるよう、家計改善支援事業の目的と内容を、ケースワーカーや福祉事務所関係者が、正しく理解できるような周知、研修が不可欠であろう。特に、家計管理ではないこと、本人の主体性や、一定の家計管理の力がないと、家計改善支援事業の本来の支援の効果が生まれにくいことなどは、理解しておく必要があるだろう。
- ・家計改善支援事業の実施にあたっては、組織的な実施体制を整えていくことが重要である。福祉事務所内の誰が事業の責任者となるか、対象者の選定をどのように行うか、また、支援の経過や課題を共有したり、効果を測定するカンファレンスの機会などをどのように設定するかなどを明らかにしていくことが必要となるだろう。

### 3. 利用者アンケートの結果

#### (1) 利用者アンケートについて

利用者アンケートは、平成31年2月23日、24日に、モデル実施に協力が得られた8世帯に依頼した。その結果、7世帯から協力が得られた。事例2について夫と妻、事例3について母と子、事例8について母と次男から個別に回答が寄せられたため、結果的に、7世帯10名からの回答が得られた。

#### (2) 利用者アンケートの内容について

アンケートの質問項目は、以下のとおりである。

問1：家計相談を受ける前、ご自身でお金の管理がうまく出来ていたと思いますか。

(1. はい 2. いいえ)

はいの場合、お金を管理するために工夫されていたことがあれば教えてください。

問2：家計相談を受けて良かったと思いますか。(1. はい 2. いいえ)

問3：家計相談を受けて、自分でわかったことや変化したと思えることがありますか。

あれば、いくつでもよいですから下の項に○を付けてください。

1. 1ヶ月にかかる費用や月末にいくら残るかの予測がついた。
2. 毎日の支出のどこに気をつけていけばよいか分かった。
3. 毎日の生活で、お金のことを意識するようになった。
4. お金を使う時の優先順位がわかった。
5. これから先のために貯めないといけないお金の金額がわかった。
6. お金のことを自分以外の家族や他の人に相談できた。
7. その他

問4：この様な相談はこれからも受けたいと思いますか。

1. 定期的に受けたい。
2. お金に困ったときに受けたい。
3. 受けたくない。

問5：家計相談に対する要望や改善して欲しい点を教えてください。

(3) 利用者アンケートの結果と考察

利用者アンケートの結果は、図表1のとおりである。

図表1 アンケート結果一覧

質問項目	選択肢	計	%	事例④ 単身世帯 (70代男性)	事例② 5人世帯(40代夫婦、子ども3人)中高進学予定、夫	事例③ 母世帯(40代母、子ども2人)高校(保育園)母	事例③ 母子世帯(40代母、子ども2人)高校・保育園(園)長女	事例⑤ 単身世帯(30代男性、保育園停止)	事例⑥ 母子世帯(40代母、子ども1人)3歳(発達障害)	事例⑦ 30代姉妹と精神障害者(長男)兄弟(未婚)	事例⑧ 2人世帯(60代母、30代父)知的障害者(母)	事例⑨ 2人世帯(80代母、30代父)男、知的障害者(長男)	
(1) 家族相談を受ける前、ご自分でお金の管理がうまく出来ていたと思いますか？	はい はいえ 自由記述	5 5	50% 50%	これまでは全く相談する人もいざ、緊急時限りの生活をお金で乗り切ることが出来ておりました。お金の管理がうまく出来ておりました。		1日に使うお金の必要最低限の金額を決めておりました。	1か月に使うお金の総額を決めておりました。		スマホのアプリで資料集をつけていた		なるべく使わない、カード請求を妻のついでにカード払いで済ませよう、スマホは使わない		
(2) 家族相談を受けて良かったと思いますか？	はい はいえ	10 0	100% 0%										
(3) 家族相談を受けて、自分で変わったことや気づいたことありますか？(複数回答可)	1. 1か月に使う費用や月末にいくら残るかの把握がよかった	4	40%										
	2. 毎日の支出のどこに家賃を払っているかがわかった	3	30%										
	3. 毎日の生活で、お金のことを意識するようになった	6	60%										
	4. お金を使う際の優先順位が分かった	3	30%										
	5. これから先の事に気がないといわなくなった	6	60%										
	6. お金ごと自分以外の家族や他の人に相談できた	5	50%										
	7. その他の理由												
(4) このような相談はこれからも受けたと思いますか？	1. 定期的に受けたい 2. お金に困った時に受けたい 3. 受けたくない	3 6 2	30% 60% 20%										
(5) 家族相談に対する要望や改善してほしい点を教えてください。	自由記述			今後はお金に関する相談はもう少し少くてもお聞き出来る様になりたいと思います。	家族相談の人数に不満を感じています。	相談にないで、いろいろお世話になつてます。ありがたうございます。	相談にないです。(お母さん手紙あり)		○必要を感じない 1回の相談で自分の支出の細かい所までよく分かったので、今のところ不安はありません。			定期的に面談してあんまりしない	自分たちが生活でできるまでよいので待たない。

## ①問1について

### <アンケートの結果>

「家計相談を受ける前、ご自身でお金の管理がうまく出来ていたと思いますか。」という問に対して、「はい」は5名、「いいえ」は5名であった。

「はいの場合、お金を管理するために工夫されていたことがあれば教えてください。」という問に対しては、5名より次のような回答が寄せられた。

- ・1日に使うお金をいくらまで決めてやりくりしていた
- ・1ヶ月に使うお金の限度を考えてやりくりしていた。
- ・スマホのアプリで家計簿をつけていた。
- ・なるべく使わない。使ったらカップラーメンでがまんする。半額シールのやつを買う。
- ・カット野菜を買う。ストーブは使わない。

なお、「いいえ」の回答者も、次のように自由回答欄に記載している。

- ・これまでは全く相談する人もいず、好き放題な生活を重ねて参りました。そうでなくても金銭的にズボラな生活をしていましたので、あれこれと苦勞の毎日でしたが、話し合いと相談を重ねて気分的に楽になったと思います。

### <考察>

回答者の半数が、「管理がうまくできていた」と回答している。

やりくりの方法としては、1ヶ月の家計を考えたり、家計簿をつけるなどの工夫がみられるが、カップラーメンでがまんする、ストーブは使わないなど、我慢したり、節約しながら支出を抑えているという記述もあった。生活保護制度は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものであるが、適切な助言等がない中では、健康を損なうことにつながるような生活状況に陥ることが危惧される。家計改善支援事業は、こうした状況を予防するためにも有効であろう。

## ②問2について

### <アンケートの結果>

「家計相談を受けて良かったと思いますか。」という問に対しては、すべての回答者が、「はい」と回答している。

### <考察>

今回のモデル実施を利用した方々は、全員が家計相談が肯定的に受けとめていた。今後の被保護者家計改善支援事業も、利用者が「支援を受けてよかった」と思えるように、家計改善支援事業の本来のあり方を損なわずに、実施していくことが求められているといえるだろう。



### ③問3について

#### <アンケートの結果>

「家計相談を受けて、自分でわかったことや変化したと思えることがありますか。あれば、いくつでもよいですから下の項に○を付けてください。」という問については、次のような結果が出た。

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 1ヶ月にかかる費用や月末にいくら残るかの予測がついた。   | 4名 |
| 2. 毎日の支出のどこに気をつけていればよいか分かった。     | 3名 |
| 3. 毎日の生活で、お金のことを意識するようになった。      | 6名 |
| 4. お金を使う時の優先順位がわかった。             | 3名 |
| 5. これから先のために貯めないといけないお金の金額がわかった。 | 6名 |
| 6. お金のことを自分以外の家族や他の人に相談できた。      | 5名 |
| 7. その他（記述あり）                     | 3名 |

- ・お金のことを自分以外の家族や他の人に相談できたことが本当に有難かったと思います。意識して生活ができると思います。
- ・様々な支援があることを知って、安心できた。ありがとうございます。
- ・話し相手になってくれた。

#### <考察>

「毎日の生活で、お金のことを意識するようになった。」「これから先のために貯めないといけないお金の金額がわかった。」という項目に○をつけた回答者がそれぞれ6名あった。家計改善支援員が支援したことの成果であるといえるだろう。また、「お金のことを自分以外の家族や他の人に相談できた。」に○をつけた回答者が5名おり、ここからは、お金のことを他者に相談することの難しさがうかがわれる。

### ④問4について

#### <アンケートの結果>

「この様な相談はこれからも受けたいと思いますか。」という問に対する回答は以下のとおりである。（○を二カ所につけていたアンケートあり）

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 定期的に受けたい。      | 3名 |
| 2. お金に困ったときに受けたい。 | 6名 |
| 3. 受けたくない。        | 2名 |
- （うち1名 「必要を感じない」というコメントあり）

#### <考察>

「お金に困ったときに受けたい」という回答が6名でもっとも多かった。受けたくないという回答

したうち1名は、今のところ不安がないため必要を感じないという内容であった。

#### ⑤問5について

##### <アンケートの結果>

「家計相談に対する要望や改善して欲しい点を教えてください。」という問に対して、7名が自由記述欄にコメントを残した。

- ・ 今後はできる限り意識して少しでも貯金出来る様努力してみたいと思います。
- ・ 家計相談の人に本当に感謝しています。
- ・ 特にないです。いろいろお世話になります。ありがとうございます。
- ・ 特にないです。(別紙 手紙あり)
- ・ 1回の相談で自分の支出の細かいところまでよく分かったので、今のところ不安はありません。
- ・ 定期的に面談してあんしんしたい。
- ・ 自分たちが生活できればそれでよいので特にない。

##### <考察>

「定期的に面接してあんしんしたい」という要望が寄せられたほかは、要望や改善してほしい点についての指摘はみられなかった。感謝の気持ちや、今後に向けた意欲など、前向きなコメントが寄せられており、今回のモデル実施が利用者に肯定的に受けとめられたことが、問5からもうかがわれた。

#### (4) 利用者からの手紙について

事例3の世帯の、大学に進学が決まった長女より、図表3のような手紙が届いた。また、図表2の通帳の写しも提出された。手紙と通帳は、今後の参考になればと、本報告書に掲載することについて了解されたものである。

長女からの手紙には、生活保護世帯の子ども達にかかわる際に、配慮しなければならない多くのことが述べられている。

第1は、長女が、自分の夢をあきらめて、一日も早く就職し、母親の負担を減らそうと考えていたことである。しかし、生活保護の受給が決まり、自分の夢を諦めずに済み、もう一度叶えるチャンスができて嬉しかったと述べている。経済的に厳しいなかで、自分の夢をあきらめるなど、子どもが自分自身のことを後回しにしがちな状況が浮かび上がってくる。

第2は、生活保護を受けることが、とても恥ずかしく思えて、病院にもなかなか行きづらく、他人とは違う手続きをしたりするのが本当につらく、身分が惨めに思えたということである。保護を利用することが、高校生の長女にとって「惨めに思えた」という指摘は、そのように思わせることなく、あたりまえのこととして制度が利用できるような配慮や制度上の工夫が必要であることを示唆している。

第3は、生活保護が受けることがつらく、惨めであると伝えた長女に対して、支援員が「全然恥ずかしいことじゃないよ！！これを上手に利用して生活を立て直すことは決して恥ずかしいことじゃない！」と言ってくれたことが大きく心に響き、生活保護に対する考え方が変わり、気持ち楽になったという声である。このように、支援員が、制度を利用することの心の負担を、真に軽減できるようなはたらきかけができたことは、重要な点であったといえる。

第4は、大学でこれからかかる費用を丁寧に表にしたものをはじめて見たときに、こんなにもお金がかかるものなんだと頭が真っ白になり、苦しくて涙してしまったという指摘である。実際に一人暮らしをしながら、私学の大学に進学するには、相当な費用がかかる。大学に合格したことは嬉しいが、こうした厳しい状況に直面せざるをえない現実もある。

第5は、進学後の厳しい現実に直面しつつも、様々な制度を紹介するなどして、見通しをたてていくことで、前向きに頑張ろうという気持ちが醸成され、本人の心の負担も軽減されるということである。

手紙の最後は、「自分の夢を叶えるために応援と支援をして下さっているみなさんのことを忘れて、最後まで諦めず努力し続けたいと思う」という決意と、支援にかかわったケースワーカー、支援員3名、すべての名前が記しての感謝の言葉で結ばれている。

こうした当事者の声を大切にしながら、今後の家計改善支援、そして、生活保護世帯への支援のあり方を検討していくことが求められているといえるだろう。

図表2 通帳の写し

日付(和暦)	摘要	お支払金額	お預り金額	お預り残高
029-2-2	新規		1,000	1,000
029-2-15	給与●●		33,787	34,787
029-3-15	給与●●		34,000	68,787
029-4-14	給与●●		40,800	109,587
029-5-15	給与●●		40,800	150,387
029-6-15	給与●●		34,212	184,599
029-7-14	給与●●		40,638	225,237
029-8-15	給与●●		17,775	243,012
029-9-15	給与●●		22,050	265,062
029-10-13	給与●●		32,400	297,462
029-11-15	給与●●		21,825	319,287
029-12-15	給与●●		25,200	344,487
030-1-15	給与●●		21,600	366,087
030-2-15	給与●●		21,600	387,687
030-3-11	決算利息		1	387,688
030-3-15	給与●●		21,600	409,288
030-4-13	給与●●		18,000	427,288
030-5-15	給与●●		14,400	441,688
030-6-15	給与●●		14,400	456,088
030-7-13	給与●●		3,600	459,688
030-9-9	決算利息		2	459,690
030-9-14	給与●●		3,600	463,290
030-10-15	給与●●		10,800	474,090
030-10-31		470,000		4,090

図表3 利用者からの手紙

M I Y I Y A K E

No.  
Date:

高校受験に失敗し、私立の高校に進学しなければならなかったときは、自分の夢を諦めて、一日でも早く就職して、母の負担を減らそうと考えていたが、生活保護の支給が決まり、生活が安定し、無事大学に進学することができて、何よりも自分の夢を諦めずに済み、もう一度叶えるチャンスができて本当に嬉しかった。

しかし、生活保護を受けるとが私と母にとって、とても恥かしいと思えて、病院にもなかなか行きおちくて、他人とは違う手続きをしたりするのが本当につらくて、自分が悔みに思えました…。その時に、CWさんが、家計相談支援員であるCWさんとCWさんを紹介してくれました。私たちの話を親身に聞いて、うなぎをながう聞いて下さった。私たちのために様々な方法を考えして下さいました。この先どきどきと頭がいっぱいになった時にはお二人さんの存在はとても大きかったです!!

私に、生活保護を受けようとしていることが恥かしいと言っていた私たちに、「全然恥かしいことじゃないよ!!」と手を上手に利用して生活を立て直すことは決して恥かしいことじゃない!」と言ってくれたことが大きく心に響きました。生活保護に対する考え方が変わり、気持ちも楽になりました。そして、大学でかかる費用を丁寧に表に示して下さいました。おかげでびっくりしました。初めて見たときは、こんなにもお金がかかるものなんだと頭が真、白になり、苦しくて涙してしまいましたが、CWさんとともに様々な制度を紹介して下さい、前向きに頑張ろうという気持ちになりました。

CWさん、CWさん、CWさん、そして私たちを担当して下さい、CWさん本当にありがとうございます!! 大学からの大学生活に期待が胸がいっぱいですが、やはり少し不安もあります。それです、自分の夢を叶えるために応援と支援をして下さっているみなさんのことを忘れず、最後まで諦めず努力し続けたいと思います!!

希望を与えて下さったCWさん、CWさん、CWさん、CWさん本当に、本当にありがとうございます!!

母 署名  
長女 署名

#### 4. 家計改善支援員、自治体担当者からのフィードバック

ここでは、今回のモデル実施にかかわった家計改善支援員4名、および自治体担当者2名からのフィードバックを紹介したい。なお、生活保護世帯への家計改善支援において必要な視点や指摘と思われる部分に下線を引いている。

##### (1) 家計改善支援員 A さん（グリーンコープ）

被保護世帯は世帯収入が決まっているが、困窮者世帯は自営業、あるいは日給月給、日払いの収入など、収入金額が変動するような不安定な世帯が多く、収入が一定でないことが、大きな違いである。

元々ギリギリの収支で、生活をしている困窮世帯は、病気や介護でさらに状況が悪化し、家計改善支援員としては苦勞することが多いが、被保護者の場合、特に高齢世帯では、医療費、介護費用の負担がないため、先の見通しを立てる際に医療、介護負担を考えなく済むため、計画は立てやすいと感じた。

しかし、年金や手当て、あるいは就労収入の不足分を生保で補っている場合、入ってくる収入金額が変動するだけでなく、入ってくる日も違うため、家計管理をしっかり行っていくことが重要になる。特に就労収入がある場合、金額の調整が後日になるため、さらに難しくなる。夫々の収入と様々な支払い先のタイミングをスケジュールしていくことで、家計改善にはつながる。

子育て中の世帯では、子どもの成長に伴うライフイベントへの対応が難しいと思う。大学や専門学校進学は、子どもが世帯から離れるため、残った親世帯の生活費も減額になるため、親の生活を見直すことが必要。進学する子世帯では、学費を含めて、高額な奨学金を利用することになる。できる限り、背負う負債額を少なくできるように、キャッシュフロー表等を使って、自立後の生活を見通していくことは非常に有効と思った。

貧困の連鎖を防止するためには、大学の手前の高校3年間の生活がさらに重要であるとも感じた。高校は公立か私学かによって、入学費用だけでなく、進学後の経費（学費、昼食費、交通費、部活費用）も大きく違う。また子ども自身の生活エリアが広がるため、交友関係も広がり、想定以上に支出が増えていく。この時点でお金について、親子でしっかりコミュニケーションをとっていくことが効果的である。また、進学等の手続きは煩雑で、親自身の理解力や情報不足をケースワーカーと役割分担しながら、家計改善支援員がサポートしていくことで、解決していくことも多いと思う。

被保護世帯であっても、お金に関係する目標を立てること（1年後の目標貯蓄額、家電購入のための毎月の貯蓄、子どもの進学費用等々）が、意欲喚起や節約に前向きに取り組むきっかけになることも分かった。

これまででも、様々な事情を抱えながら、生活保護を受給し、必死で生活を続けている方々に出会ってきた。今回もこれまで同様、保護を受給するまでには、さまざまな事情がある方々であった。私たちと出会ったことで、少し改善し、気持ちが楽になり「ありがとうございました。」と言

っていただいたことは、とてもうれしく、この事業がさらに広がっていくことを期待したい。

## (2) 家計改善支援員 B さん (グリーンコープ)

今回、被保護者の家計改善支援を 4 件モデル的に実施することが出来た。

すべての事例で自宅訪問し家計収支の聴き取りをさせてもらい、家計表を作成しながら生活面、家族の事、趣味のことなども聴く事ができた。

これらの面談の中で感じたことは、保護世帯は収入が一定で、借金等の問題もなく、大きなトラブルなど無い限り穏やかに生活をする事ができているなどということである。家計表の支出項目も少なく、シンプルな家計表となった。家族人数が少ないという事もあるが無駄な支出はせず、生活費を出来るだけ切り詰め、多い金額ではないが少しでも貯金をしようと考えている様子があった。実際に 2 名は貯金があった。

生活困窮者は借金問題や税金や滞納費が払えないなどの支出の問題や、収入が安定せず貯金も無く急な出費に耐えることが出来ないといった状況が多く見られる。生活保護になる前には同じような問題があったのだと思うが、すでにケースワーカーと一緒に問題を解決していた(税の分納・就労・保育・転居等)。保護の申請の時にさまざまな問題が洗い出され、一気に解決に向けて進んでいく為に問題が解決した状態で生活保護を受けることができています。

逆に生活困窮者は長い間、生活費不足や借金問題をかかえる事になってしまい、問題を大きく複雑にして、家計改善支援も時間がかかる場合がある。

被保護者の家計改善支援は、生活保護脱却後の家計計画表に今まで本人が支払って無かった、家賃や医療費、税金などいくら払わないといけないのか? いったいどういう方法で払うのかななどの説明も必要になってくる。このような場合、金額を確認したり、口座引き落としの手続きを手伝うなどすることで相談者の不安が解消される。保護から自立した後も、定期的な面談は孤立している相談者にとって安心感につながると思う。

精神的に問題をかかえている場合など、就労が続くのかという不安もぬぐいきれない。本人の働きたいという気持ちだけでは安定した収入は難しいのではないかと思う事例もあり。コミュニケーションがとれない場合や信頼関係を作るのが難しい相談者の場合など、家計改善支援を受けることが苦痛に感じる場合は、家計計画は作るが訪問頻度を減らす、時間を短くするなどの工夫も必要ではないかと感じた。

今回、家計改善支援ではすべての被保護世帯の家計表を一緒に作成した。そこから見えた事は  
いくら収入があれば自分たちの生活ができるか、言い替えれば生活保護から自立するには、どれぐらい働いて収入がいくらあれば大丈夫なんだという目安がわかったということは、大きなメリットと言える。

相談者の自宅を訪問しての支援の場合は、皆さんの生活の様子が良くわかった。食生活の偏りや掃除まで手が回っていない、趣味のものが部屋にあふれている人もいた。逆に何にも無い部屋にひっそりと生活をされている人もいて、必要なものは買って生活に色をつけて欲しと話したところ、3 回目に訪問した時に中古のテレビを購入されており良かったとホッとした。このような

変化を感じることが出来てやはり自宅訪問は良かったと思った。

最後にアンケートを回収して思った事は、皆さん家計相談を受けてよかったと書いてくださった事、家計相談を受けて、自分で分かった事や変化したと思えることが、一つでもあったと言うのが嬉しかった。継続した家計相談を希望された方は一人だった。希望されない人は、それも今までの経験や実績があって心配ないと感じている人たちだったので当然だと思った。

お金や生活に困ったときは、ここに相談すればいいんだと思ってもらえれば、家計改善支援を行った意味は大いにあると思う。

### (3) 家計改善支援員 C さん (自治体所属)

家計改善支援員として2事例にかかわった。ケースによって家計改善支援員の関り方は大きく変わってくると感じた。今回のケースはどちらも生活保護費の中で堅実に生活されている事例であったために、ある程度保護脱却後の収支のイメージを伝えることで対象者も自身の家計を理解することができ家計支援の関わりとしては短期間で一旦終結に繋がったと思われる。

今回の事業に関わらせて頂く中で感じたことは生活保護の脱却をめざすケースの場合、担当のケースワーカーの方との連携・役割分担の仕方の難しさだった。「ここまではケースワーカー、ここからは家計」というのではなくそのケース毎に協議しながら支援していけるとありがたいと思った。

保護脱却後の家計改善支援としては、収支が合うことにプラスして「何か」があった時のための貯蓄も重要であると感じた (実際生活している中では常に思わぬ出費というものがあるため)。

### (4) 家計改善支援員 D さん (自治体所属)

今回、被保護者世帯の家計改善支援にかかわり、困窮者支援との大きな違いは感じなかった。お金の困りごとには変わりが無いこと、むしろ生活保護は月額の入りが決まっています、借入や返済といったお金の流れが無いこと、国民健康保険料や市県民税といった支払いが免除されていること、医療費や介護費がかからないことがあり、収入内でのやり繰りを考えると家計改善支援の方針が立てやすく、本人も理解しやすいといえる。その意味で、被生活保護者への家計改善支援は取り組みやすく効果が出やすいと感じた。

生活保護に関する基礎的な知識は理解した上で、支援対象となる被保護者の保護費の内訳や扶助項目は家計改善支援員が、支援に入る前にある程度把握しておく必要があると感じた。進学に関する支援では、通常では社協の生活福祉資金の借入などで補うところが、保護費から受験料、入学金、制服代など公立学校基準で支給があるなど、ケースワーカーから情報を得る必要があるところである。この様な制度がらみの専門知識はケースワーカーから学ぶつもりで連携を強めないと支援は難しいと感じた。

支援困難な事例としては、積極的に家計改善支援を望んでいない方やなかなか相談者自身の開示を行なわない方などであるが、困窮者支援と全く変わりがないと思った。

支援効果が出やすい方としては、相談者自身が何にどのくらい使っているのか、把握出来ない方、生活保護費の中で生活できない方などは、家計収支を明らかにして、見える化することで、ご自身でお金の流れに気づいてもらえ、家計改善支援の効果が出やすいと思った。いつも生活保護費の中で生活できず、保護費支給日前にはお金がなくなり、困っている方などは、家計収支を意識してもらうだけで、変っていく可能性が高いと感じた。

また、進学を控えたご家庭などは、進学直前ではなくて遅くとも進学前年の10月頃から支援が必要だし、もっと言えば1年前からの家計改善支援が必要と考える。特に大学進学などは、必要なお金も大きく奨学金や社協の貸付を利用するにも時間が必要なため、さらに前から支援を開始する必要がある。生活保護からどのように子どもを進学させていけばよいか分からないため、悩み、不安を感じている方は多いと思えるので、積極的に知らせて利用をうながすべきだと感じた。

今回、被保護世帯の家計改善支援に取り組んでみて良かったと思えることは、家計相談を通じて、相談者自身の意欲、やる気、がんばろうと想い続ける気持ちに出会えて、支援員も同じ気持ちを実感できたことである。今まではお金が不足していて、楽しみも無かったが、日々の生活の中に喜びを感じるようになった相談者がいる。子どもがいるが、毎日の食費や生活費がいつも不足していた世帯が、家計相談の中で明るい家庭に変っていくのを目の当たりにして支援員としてうれしかった。未来に向かって、これからもがんばっていこうと決意したり、相談者の人生に関わり、良い方向に一緒になって悩みながらも考えていける家計改善支援は、必要であり、やっ

て良かったと切に感じる支援である。  
困窮者支援から被保護者支援へ、被保護者支援から困窮者支援へと切れ目無く支援を続け、相談者が自立し安定した生活を自ら獲得できるように取り組む家計改善支援に、自治体は是非取り組んで欲しいと感じた。

#### (5) 自治体担当者 E さん

##### ①ケースワーカーにとっての家計の分野は・・・

家計は生活そのものであり、その人の価値観やこれまでの人生と密接につながっているため、通常他人には簡単に開示しないものである。そのため、専門知識のないケースワーカーは、踏み込みにくい分野だった。

##### ②ケースワーカーの家計への関わり

日々家計の問題が噴出し、対応を迫られる世帯については、ケースワーカーがある程度世帯の家計状況を把握しているが、お金に関する相談がない世帯に対しては、家計に悩みや問題があるか否かさえ把握していないのが現状である。

##### ③モデルケース4世帯の支援を受けて

被保護者家計改善支援を受けてみて、まず、支援員が短時間の間に、かなり深いアセスメント



をしている事に驚いた。自らの家計情報を開示したがる対象者からも情報を得ており、情報の引き出し方の上手さを感じた。また、他人からみると無駄遣いを感じる出費も、その人が生活の中で大切にしているものは尊重し認め、かつ増えすぎないようにする助言は、相談者の尊厳を守り、信頼関係を築くことにも寄与していると感じた。

これまで、お金についてケースワーカーへの相談歴がなく、問題ないと思っていた世帯が、家計改善支援を受けてみると家計に困り事を抱えている事例があった。逆にケースワーカーから見ると金銭問題を抱えているであろう世帯が、問題ないと言い張って支援を受け入れない場合もあった。家計改善支援は、ケースワーカーの困り感とは必ずしも一致せず、本人の利用意思や意欲に大きく左右されることがわかった。

子どものいる世帯では、進学などに必要な金額が想像以上に大きく、数年で貯蓄することの難しさを痛感した。特に大学入学費用になると、高校に入学してから貯めるのでは、間に合わない場合もあると感じた。出来るだけ早い段階から支援に入り、一緒に見通しを立てることで、進学に対する親と子両方の不安を取り除き、家族みんなで進学を応援できるようにサポートが必要だと感じた。

今回、世帯員である子どもが大学進学や高校進学する世帯は、進学する子ども本人も支援員と直接やりとりをしながら支援を進めた。その中で、子ども自身と一緒にお金の問題や自分の将来の夢について考え、真摯に向き合う姿が見られた。子ども達が自分の将来をより具体的に考え、周囲が自分の夢の実現を一生懸命応援してくれる経験をしたことは、世代間の貧困の連鎖を断ち切ることにつながるのではないかと期待したい。

今後、経済的な自立が見込めない高齢者世帯の支援では、家計改善支援を受けたことで、無駄な支出を抑え、必要な所に適切に支出できるようになり、生活の質を上げることができた。同じ最低生活費の中でより豊かに暮らすことで、社会的な自立を促し、住み慣れた地域で生活し続けることをサポートする効果もあると感じた。

#### ④生活困窮者家計改善支援事業と被保護者家計改善支援事業の一体的実施について

生活保護受給開始・廃止時は、世帯のお金の流れに大きな変化が生じるタイミングである。困窮で家計改善支援しており、一時的にどうしても生活保護を受給し生活基盤の立て直しがあると判断した世帯に対し、これまでは保護開始と同時に支援を終了せざるをえなかった。支援終了前には、生活保護受給開始後の生活費の使い方や保護脱却のための提案をして生活保護へ送りだしていたものの、生活保護受給後の支援はケースワーカーや本人へ任せるしかなかった。事業を一体的に実施し、同じ支援員が切れ目のない支援を行うことで、より早期に家計を改善し安定した生活を可能にすると見込まれる。

就労自立した被保護者が、しばらくすると生活保護に戻ってくることは多々ある。また、ケースワーカーとして自立後の生活が不安な世帯もいる。保護廃止に伴いケースワーカーの支援は終了するが、家計改善支援は継続することで、世帯の家計が安定し、本当の意味で自立するまで見守る事ができる。保護からの自立が見込まれる世帯が、保護受給中から家計改善支援をうけることで、保護自立後も生活が安定するまで同じ支援員に相談することができ、世帯としても安心感

がある。保護自立後も家計の問題が大きくなる前に支援員に相談できれば、再度保護受給に至る事を予防できる。

一体的実施し、同じ支援員が切れ目のない支援をすることで、より大きな効果が得られると感じた。

#### (6) 自治体担当者 F さん

##### ①家計改善支援員の専門性について

今回、研究事業で生活保護受給する4世帯に面談をしてもらい、家計改善支援の効果を研究した。まず、支援者の方々と被保護者との信頼関係の構築技術に驚いた。被保護者が受け入れやすい安心感があったのではないだろうか。何年も生活保護のケースワーカーが被保護者に関わってきたが、たった2回の面談でケースワーカーが知らない事実を、聞き取ることができていた。次にアセスメントシートのまとめる技術やプランの提示について、たった2回の訪問でしっかり整理されて見える化されており、被保護者が理解しやすいようにまとめられていたことについても驚いた。支援員としての技術力を感じた。そして、家計改善支援が短時間でも、しっかりとした支援ができることを知った。

##### ②モデル実施を通じての気づき

当市では、生活困窮者、生活保護受給者の家計改善支援事業を委託している。今回の研究事業を一緒に行うことにより、委託先の職員が家計改善支援員としてのスキルアップできたことや、我々ケースワーカーも刺激をうけ、家計改善支援の視点におけるケースワークの重要性について感じる事ができたことが、良かった。

調査研究中に、ライフライン、家賃の滞納や消費者金融に借金があるかたの、生活保護の申請をうけた。生きていく上で必要なお金を支払う習慣がなかったかたである。生活保護を受給すれば最低生活費は受給することができる。生活に必要なお金をどこに支払うべきなのかは、ケースワーカーが助言することとなるが、家計のことについて知識が無い場合、具体的な助言ができない。そのため、家計改善支援員と一緒に話をきくことにより、支援の幅がひろがるように感じている。具体的にいうと、一日いくら食費として必要か、ライフラインにいくらかければよいのかななどを概算で示し、目標を設定し生活してもらう方法である。また、債務整理などを家計改善支援員がおこない専門性をもって分業することにより、ケースワーカーの業務負担の軽減をはかることができる。

##### ③今後に向けて

今回当市で実施した4世帯は、保護の脱却の見込みがあるものという条件でケースを選定した。うち2世帯は保護が廃止となった。保護廃止になった世帯については脱却後に安心して生活ができるという自信を与えることができたと感じている。しかし今回、保護の脱却の見込みがあるものだけではなく、家計に問題があり、生活が立ち行かなくなっているものに対する支援の重要性

や緊急性が高いと感じた。生活保護受給者に対する、家計改善支援事業の利用については福祉事務所で支援の必要性が高いものについて柔軟に決定できるようになるとよいと感じた。(注1) また、ケースワーカーが家計改善支援の業務を学ぶことにより、より決め細やかなケースワークができるようになると感じた。

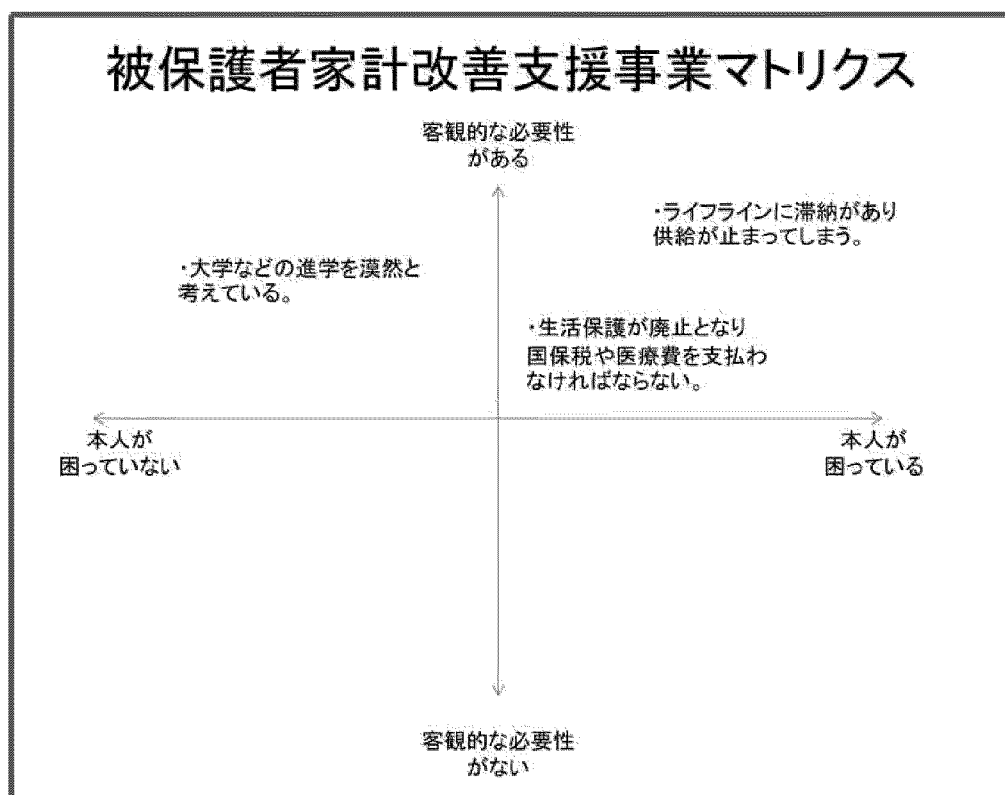
今後の課題は、今回支援して下さった支援員の方々のような家計改善支援員としての能力や技術を、ケースワーカーや家計改善支援員がどのようにして身につけるかということである。

#### 注1

自治体担当者 F さんからは、家計改善支援事業の利用にあたり、福祉事務所で支援の必要性が高いものについて柔軟に決定できるよう、図表 4 のような「被保護者家計改善支援事業マトリクス」を提案していただいた。

今後、このようなツールの開発と活用がすすめられていくことを期待したい。

図表 4 被保護者家計改善支援事業マトリクス



## V. これからの課題

### —今後の生活保護受給者に対する家計改善支援事業の充実に向けて—

生活保護受給者に対する家計改善支援事業における支援方法を検討するために、本調査研究では、生活保護受給者に対する家計改善支援事業を2自治体の協力を得て、モデル実施するとともに、自治体担当者のグループインタビュー、および、利用者アンケートを実施するとともに、モデル実施に携わった家計改善支援員、自治体担当者からのフィードバックを得た。

モデル実施によって明らかになったことは、被保護者家計改善支援事業が、生活保護世帯の自立支援において、実に多くの効果を生み出すことである。被保護者1人ひとりに前向きな変化をもたらし、それが、世帯全体の生活の向上に結びつく。また、家計改善支援員とケースワーカーとの協働によって、ケースワーカーの支援の質の向上もはかられていく。

今回の取り組みで、特に重要だったのは、利用者アンケートを実施したことである。生活保護制度の実施にあたっては、利用者からのフィードバックを受ける機会に限られており、これまで、なかなか、支援が実際にどのように届いたか、また、利用者の立場で望むことはなにかを把握し、それをふまえた支援のあり方を検討することが難しい状況にあった。特筆すべきは、高校3年生の利用者が、想いと感謝をしたためた手紙を送ってくださったことである。そこに綴られている様々な想いは、これから、生活保護受給者に対する家計改善支援事業のみならず、生活保護制度がどのようにあるべきかを考えるうえで多くの示唆に富む。

なお、平成31年度より被保護者家計改善支援事業は、対象世帯が、「保護廃止世帯が見込まれる世帯等」から「家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯」に拡大された。グループインタビューにおいても、様々な世帯に有効な支援であるとの受けとめのもと、対象の拡大を望む声が多かったところである。対象の広がりとともに、家計改善支援事業の効果も、様々なところで見られるようになっていくことが期待される。

最後に、まとめとして、生活保護受給者に対する家計改善支援事業の今後のあり方について、取り組みの課題となることを3点提示したい。

第1は、家計改善支援事業の本来のあり方を周知し、利用者、関係者を含む支援にかかわるすべての人々の共通認識としていくことである。

家計改善支援事業は、「相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を明らかにし、家計の視点から相談者とともに生活困窮の出口を見つけ出す支援」である。自治体担当者からのフィードバックに「家計は生活そのものであり、その人の価値観やこれまでの人生と密接につながっているため、通常他人には簡単に開示しない」とのコメントがあったが、通常は、なかなか他者には知られたくない「家計」を入り口とした支援が実現しているのは、徹底して、本人に寄り添い話を聴くという基本姿勢を貫いているからである。また、家計改善支援に必要な固有の知識と支援技術をふまえた支援ができる家計改善支援員だからこそ実現できることでもある。

「金銭管理」や「レシートを提出し金銭の用途を確認する」ことが、家計改善（相談）支援で

あるという誤解もあるが、家計改善支援事業は、生活保護費の分割支給や預貯金の保管等、金品を直接扱うものとは異なる。(このことは、保護課長通知「被保護者家計相談支援事業の実施について」(社援保発 0330 第 12 号)にも記載されている。)本来のあり方を周知していくことが、家計改善支援事業をよりよく実施するためには不可欠である。

今後、事業が正しい理解のもと実施されるよう、利用者向けのパンフレットはもちろんのこと、ケースワーカー向けの説明資料などを作成していくことが期待される。

第 2 は、被保護者家計改善支援事業の実施体制の整備をはかっていくことである。福祉事務所内の誰が事業の責任者となるか、家計改善支援員をどのように配置するか、家計改善支援を利用する世帯をどのように選定するか、支援の経過や課題を共有し、効果を測定する会議等をどのように設定するかなどを決め、組織的な取り組みにしていく必要がある。

生活困窮者自立支援制度においては、委託先の家計改善支援員が、他の支援業務を兼務している状況が少なくない。また、自立相談支援事業では、主任相談支援員や相談支援員が、家計改善支援員を兼務している場合もある。ここで注意したいのは、一人の支援員が、いくつもの役割を果たすのではなく、あくまでも、家計改善支援員という独立した支援者として個人や世帯にチームアプローチすることによって、支援の効果が生まれることである。家計改善支援は「機能」として他の支援員が担う支援に溶け込ませるのではなく、家計改善支援員がその「役割」をもつ中で行ってこそ実現できるものである。このため、ケースワーカーが家計改善支援員の役割を同時に果たすことは難しいことを付記しておきたい。

また、体制の整備にあたっては、支援に入る前の利用者情報のつなぎ方や利用者への家計改善支援員の紹介など 3 者(利用者、CW、支援員)が、チームで取り組んでいくという意識付けができるような仕組みも必要であろう。

第 3 は、生活困窮者家計改善支援事業と被保護者家計改善支援事業の一体的実施をすすめていくことである。平成 30 年度に被保護者家計改善支援事業の対象とされた、保護の脱却の見込まれる世帯や、大学進学等で世帯分離をする世帯については、その後の継続的なフォローアップや支援が不可欠であることが、今回の調査研究においても明らかになった。

保護課長通知「被保護者家計相談支援事業の実施について」(社援保発 0330 第 12 号)においても、「支援の実施にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。一体的に実施することが難しい場合は、単独での実施も可能である。」としている。両制度の支援をいかに一体的にすすめることができるかも、家計改善支援事業をよりよく実施していくうえで重要な課題であるといえるだろう。

その他、情報共有のあり方、評価や効果測定の方法、支援員の養成など、取り組むべき課題は多くある。今後、支援の実情や利用者の声をふまえて、それらのあり方を継続的に検討していく必要が認められる。

これから全国に広がっていくであろう被保護者家計改善支援事業が、「保護を受けることで社会と切り離され、孤立化している」と言われる被保護者の生活をよりよいものにしていく推進力となることを願い、むすびとしたい。

## VI. 謝辞

本調査研究は、モデル実施に参加してくださった2つの自治体の担当者、ケースワーカー、家計改善支援員、および、モデル事業に参加し、貴重な声を寄せてくださった利用者みなさまのご協力がなければ実現できないものでした。心より御礼申し上げます。

また、調査研究の推進にあたり、ともに検討してくださった、生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査委員会の委員、ならびにオブザーバーみなさまにも、感謝申し上げます。

## Ⅶ. 参考資料

1. モデル実施（8世帯）の概要

2. 事例3の世帯で、支援に用いた資料

3. 厚生労働省社会・援護局保護課長通知

「被保護者家計相談支援事業の実施について」社保援発 0330 第 12 号  
平成 30 年 3 月 30 日

## 1. モデル事例の概要

### ① 事例1

生活保護受給開始から間が無く、支給額内での計画的な支出に関する支援

相談者の状況：50代男性（単身世帯）月収入は、保護費 75,450 円（家賃 37,000 円は代理納付）生保受給と同時に新居に入居し、初期費用は分割返済中。保護費で今後、ガスコンロ、テレビ、携帯等を購入したいが、今後も保護費の範囲で生活できるかどうか不安。  
支援内容：相談時家計表を作成して、家計収支の現状が見える化し、家計計画表を作成してガスコンロ等の月ごとの計画的な購入を予算化した。合わせて購入に伴い、光熱費や通信費等の負担が増えるため、サプリメント等の購入限度額を決めること、1週間単位で使えるお金を計画的に使っていくこと、毎月 3,000 円の貯蓄を目標にしていけること等をCWを通して提案した。

### ② 事例2

子ども3人が進学を控える5人家族の家計の見える化と進学費用貯蓄のための支援

相談者の状況：40代女性（40代夫、長男・長女・次女が高・中・小へそれぞれ進学予定の5人世帯）。社宅から追い出されて一時生活支援施設に入居後、子どもの学区内で生保受給開始。月の家計収入は、夫の就労収入から 30,000 円、保護費 47,000 円（家賃 44,000 円代理納付）の計 77,000 円。夫の就労収入残金と児童手当 35,000 円は夫が管理し、飲酒等に消費するため家計は常に不足し困窮状態。長女の修学旅行費は滞納している。子どもがそれぞれ進学予定だが、その学費の用意ができていない。夫婦ともに軽度の知的障がいがあり、理解力が不足しているが夫婦仲は良い。次女は障がい等があり、相談者が送迎をしているため、今は働けないが、小学校に入学後は働きたい。  
支援内容：相談時家計表を作成し、不足している家計費が見えるようにした。夫婦と長男の理解がすすむように紙芝居を用意して、お金の流れや現状と進学後に必要な費用や金額を明らかにして、貯金をしていくことの必要性を理解してもらい、進学資金をためる預金口座を新たに開設した。長男の高校受験に向けては今が頑張り時であることを長男と話し、CWとともに学習支援につないだ。進学費用の不足分は社協の教育支度金を紹介した。

### ③ 事例3

大学進学の子どもの入学金不足分と世帯分離後の家計の見通しのための支援

相談者の状況：40代女性（高3の長女、就学前の次女と3人世帯）月収入は、本人給与 40,000 円 保護費 108,000 円 児童手当 10,000 円 児童扶養手当 45,000 円 計 203,000 円。3年前に離婚してフルで仕事をしてきたが体調を崩して辞め、現在はパートタイマーで生保受給中。私立高3年の長女は1年生の時からアルバイトで大学進学費用を貯金して、県外の大学（私立）に推薦で合格し、入学資金などの進学費用が必要になった。奨学金の受給は決まっているが入学金が不足する。長女のほかの進学費用や今後の授業料などの学費、進学後の生活費をどうするのかなどの心配がある。  
支援内容：相談時家計表を作成し、現在は長女の校納金が高く赤字傾向にあるが、卒業後はその費用分は生活に余裕が出ることが分かった。長女の大学進学後の「相談者と次女2人暮らし」と「長女の学生生活」のそれぞれの家計計画表とキャッシュフロー表を作成し、生活の仕方を相談し見通しをたてた。入学金の不足分は生保の進学一時金をCWに確認して紹介し、解決した。



#### ④ 事例4.

##### 高齢の独身男性が安心して生活するための支出管理のための支援

相談者の状況：70代男性（単身世帯）月収入は、保護費 130,000 円。年金の受給資格がなく、4年前に病気で倒れた頃から生保を受給している。離婚した妻と娘は近所に住んでいるが全く交流はない。家賃、光熱費、携帯代を最初に払い、残りを必要に応じて使っている。家計は管理できていると相談者は思っていたが、保護費支給の前にお金がなくなり、食べるものを節約する状態になりがちなこと意識できた。猫 3 匹を可愛がり、自分の食事より猫のエサなどにお金を使っている。

支援内容：相談時家計表を作成したところ、収支はぎりぎりを取れているが、このままでは保護費支給前に毎回苦しくなる可能性があることが分かった。家計計画表を作成し、袋分け管理などの方法により、余裕をもって生活できるようにアドバイスし、貯金することを提案した。その後、無駄遣いしないように意識しただけでお金を残せるようになり、貯めることが楽しみになったとの報告をもらった。

#### ⑤ 事例5

##### 生活保護停止で家計が成り立つかの見通しと、将来の夢の実現に向けた支援

相談者の状況：30代男性（単身世帯）月収入は、給与 130,000 円。3年前に母が他界し、一人住まいとなった。パート勤務で不足する生活費は、生保を受給してきたが、勤務先との条件が変わって給与が増え社会保険に加入でき、生活保護停止となった。これまでに貯めた貯金が 25 万円あり、車を購入したいが、保護を廃止して給与だけで車を維持できるのか不安。

支援内容：相談時家計表を作成し、保護廃止でも家計が成り立つことを確認した。軽自動車の購入費用や維持費を調査し、購入した場合の家計計画表を作成したところ、少し赤字になることが分かった。車購入のための毎月の貯金を提案し、購入の際は必ず相談し、諸経費の支払い計画を立てることなどを相談した。趣味のパチンコは現状では問題ないが、今後は収支が分かるようにしてのめり込まないこと、食生活の改善などの暮らし方を相談した。相談者は自分で家計管理が出来ていることが確認でき、生活に自信を持つと同時に安心された。

#### ⑥ 事例6

##### 現状の家計状況と生活保護から脱却するために必要な収入の見極めのための支援

相談者の状況：40代女性（3歳の長女と2人世帯）月収入は、パート収入 38,000 円 保護費 29,000 円 児童手当 10,000 円 児童扶養手当 42,000 円 特別児童手当 34,000 円 計 153,000 円。障がいのある長女（3歳）を保育園に送迎しながらパート勤務。不足する生活費は生保を受給している。現在の収入で十分に生活できており、貯金もしている。パートの契約が12月20日で切れ、雇い止めになる。仕事を辞めると保育園に通えなくなるため、3ヵ月以内までに仕事を探さなければならない。保護を脱却する収入の目安を知りたい。長女の送迎のために車の保持が認められ車を譲ってもらったが、今後、車の経費がかさみ維持できるか不安なのでアドバイスが欲しい。

支援内容：相談時家計表を作成し、就労しながら車を維持する場合と就労しないで車を維持する場合の家計計画表を作成し、どちらも家計が成り立つことが分かった。自動車税は減免申請を紹介した。低額の任意保険や車の維持にかかる費用の詳細について調査し、CWを通して情報提供した。また、保護廃止の場合の保育料、医療費の負担について自治体に確認し、収入の目安等についてもCWを通して提案した。

## ⑦ 事例 7

生活保護からの自立を願う姉妹の生活スタイルと必要な収入額の把握のための支援

相談者の状況：30代女性（30代妹と2人世帯）月の収入は、生保 140,000円（冬季）通常は 120,000円 家賃 30,000円は代理納付。姉妹2人とも精神障がいがある。2人とも生保廃止を希望し、他市に就労したが、職場が合わず2日で退職した。他市への移転やそこからの再度の移転にそれまでの貯金のほとんどを使って現住所に転居し、保護受給中。現在、保護費のから7万円を残して、防寒着2着、テレビ、自転車2台の購入を希望している。父は他県に住んでおり、足りない場合は援助を受けていた。就労して、1日も早く生保を脱却したいとの意向が強い。

支援内容：相談時家計表を作成し、節約していて収支に余裕があることが分かった。ぎりぎりまで生活を切り詰めて節約している様子があり、必要なものは購入してもう少し生活に彩を添えるように提案した。その後、防寒着やテレビを安心して購入された様子である。保護廃止の場合に増える支出を算出して家計計画表を作成し、貯金も可能になる就労収入の目安を提案した。就労条件等の相談者の希望を確認し、就労支援に繋いだ。

## ⑧ 事例 8

保護停止から保護廃止に移行中の親子の家計管理のための支援

相談者の状況：60代女性（30代の次男と2人世帯）月收入は、年金 44,000円 次男給与（A型作業所）100,000円 計 144,000円。次男には知的障がいがあり、就労継続支援A型の作業所で就労中。長男（30代）は別世帯。相談者が65歳になり老齢基礎年金増に伴い生保停止となった。相談者は足腰が弱く、買い物や家事の一部を次男に頼っていて、公共料金等の支払いのための手続き等に行くのも難しい。長く被保護世帯で、保護費を使い切ってしまう生活をしてきたため預貯金はない。保護廃止後の家賃、税金、医療費などの負担は大丈夫か、次男の給与が少ない場合に生活費が不足するときはどうしたら良いのかなどが不安。

支援内容：保護廃止後発生する費用を自治体を通して確認し、それら（家賃・医療費・保険料はどの負担）を反映した相談時家計表を作成し、家計収支を明らかにした。把握できていない食費の目安を1日1,000円にすること、年金からの口座振替、次男給与からの国保の振込などのお金の流れと管理の仕方、貯金の仕方について、本人と次男に具体的に提案し、公共料金の自動支払いなどの手続きを支援した。次男の給与が減った場合にはCWに相談できることを知らせ、その金額の目安を自治体に提示してもらい、安心された。次男のお小遣いが多目で用途が心配であったが、次男はしっかり貯金をしていることも分かり支援員としても安心できた。

2. 事例3の世帯で、支援に用いた資料

毎月のお金の使い方



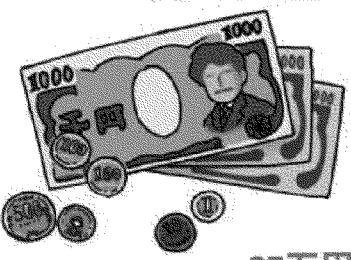
Mさん宅が使える  
一ヶ月の  
金額は？

家計改善支援員 ●●

1

Mさん一家に必要な1ヶ月のお金  
健康で文化的な最低限度の生活に  
必要なお金は**約27万円!**

お父さんの  
お仕事(給与)と  
国からの保護費  
を合わせた金額



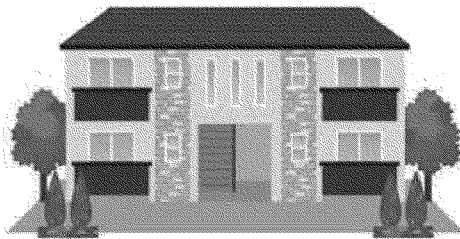
27万円

2

# Mさん一家5人の住居費用

## 4万4千円です ←国から大家へ振込

1ヶ月の収入  
27万から家賃  
4.4万を引くと  
残り22.6万



共益費6000円は実費

3

# さて問題です！

ヒントは↓を読んでね！

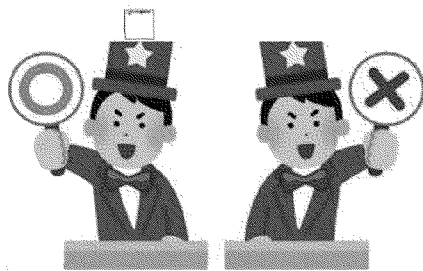
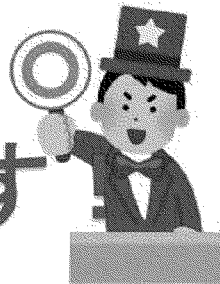
Mさんのお宅は、27万の一定した収入が毎月あります。  
ただしお給料が上がったり、下がったりすると…生活保護費が変わるのです。

お父さんがお仕事がんばって  
20万のお給料がもらいました  
国からの生活保護費はいくらになる？

27万(一家の収入)-4.4万(家賃)-20万(お給料)= ?万円



正解は、  
2万6千円です



27万 - 4.4万 - 20万

26,000円

ではもう1問!

5

問題です!

お父さんが風邪を引いた



Mさんのお宅は、27万の一定した収入が毎月あります  
お仕事行けなくて、出勤が少ない月のお給料

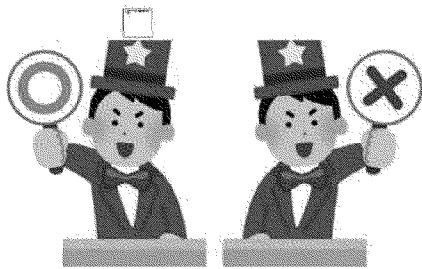
今月は風邪で会社を休んだが  
15万お給料もらいました!



国からの生活保護費はいくらになる?

27万(一家の収入) - 4.4万(家賃) - 15万(お給料) = ?万円

正解は、  
7万6千円です



27万ー4.4万ー15万

76,000円

生活保護費が変動するのが  
わかりましたか？

7

お父さんは年末年始も  
お仕事です！とっても  
忙しいけど、家族の為に  
がんばっています！

そんなお父さんへ、3つ  
お願いがあります。

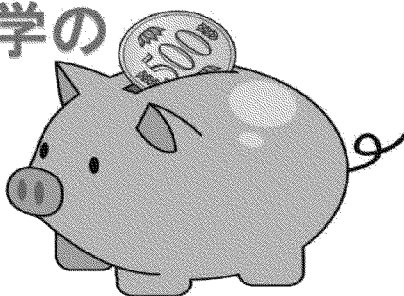


8

# お願い①！

お給料の中から  
長男君の高校進学  
のために、毎月貯金  
することです。  
がんばれお父さん！  
ファイト～～！！

中国銀行へ長男君  
名義の口座へ毎月  
2万～3万貯金！



# お願い②！

お父さんの通帳に  
振り込まれる児童手当  
をお母さんに管理して  
もらいます。

2月、6月、10月に  
支給される児童手当を  
お母さんが管理する。

お父さんは仕事をがんばる！  
お母さんは家族が、こどもたちが  
健康で暮らせるように、やり繰り上手に



## お願い③！

毎月のお給料の額で  
生活保護費が↑↓上下  
増額・減額されます。

お父さんのお給料が多いと

⇒お母さんのもらえる生活保護費が減額される。

なぜならMさん一家のは、27万

と言う限度が決められている

例：給与15万だとお母さんは

7万ちょっとしか保護費をもらえません。

食費だけでも6万は使います。

雑費交通費を入れると赤字です。



11

## お願い③のおさらい！

例：お父さん給料17万の場合

生活保護費は5.6万のみ

お母さんは8万以上の生活保護費が無いと、家族の食事が作れません。

\*この場合、お父さんはお母さんへ2.4万をお給料の中から、渡して下さい！

お母さんが、ため息つかないように！

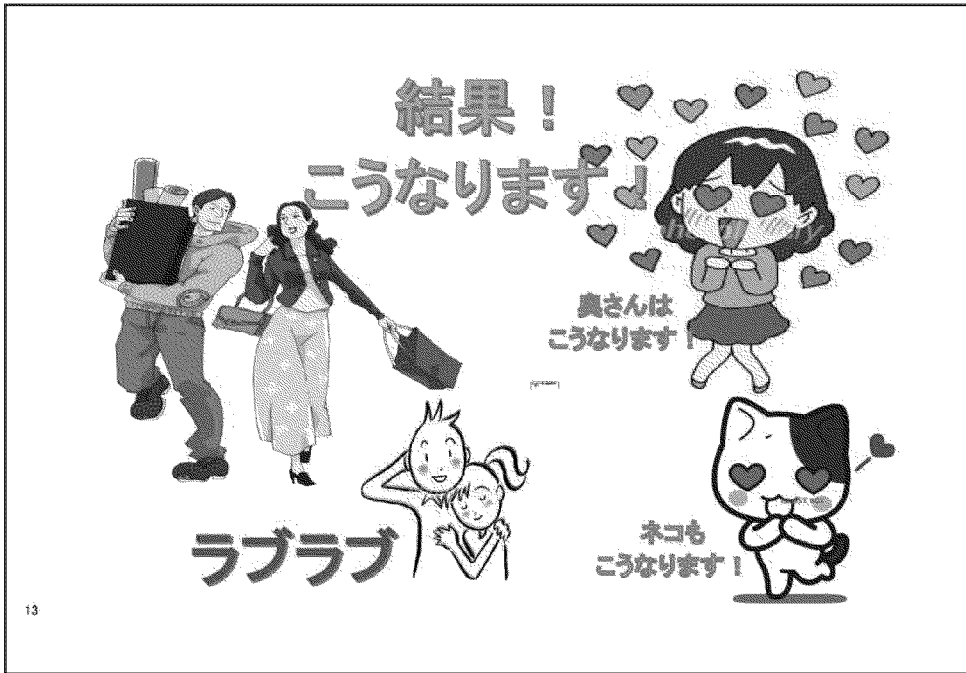
お給料日は、金額を確認して下さい！

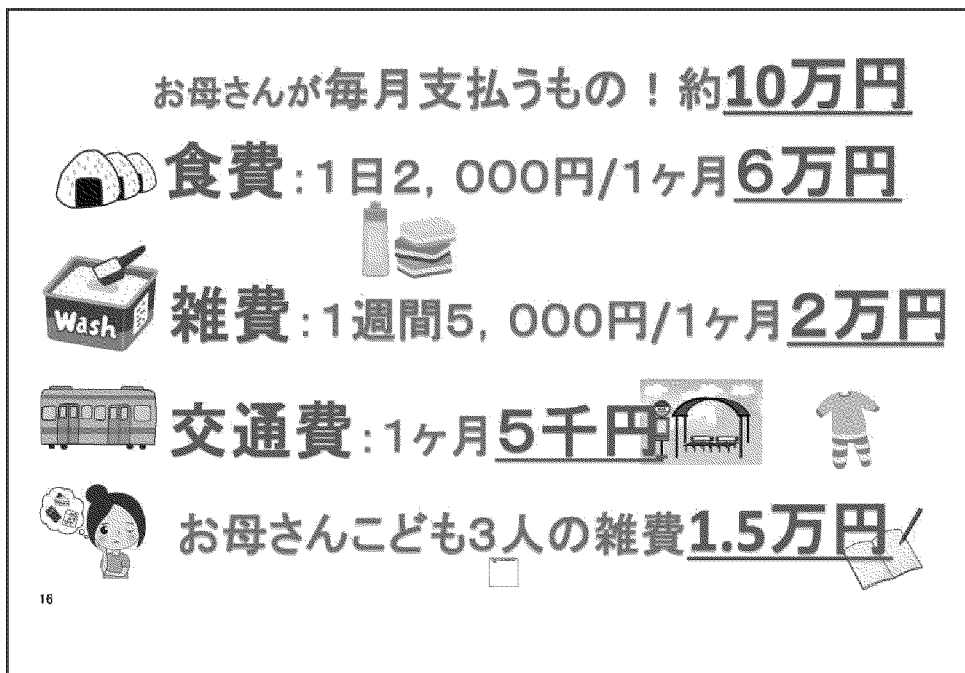
そして不足しているお金をお母さんへ渡して下さい。



12







お父さんが毎月支払うもの！約13.9万円



貯金：1ヶ月2万円以上3万円



高校学費：1ヶ月2万円



外食費：1ヶ月1万2千円



電気ガス水道：1ヶ月2万5千円



携帯：1ヶ月2万2千円

お父さんお小遣い1日1000円3万円

17

2月1日 金曜日 高校入試

今までの  
ボクは……



18

2月1日 金曜日 高校入試まで！

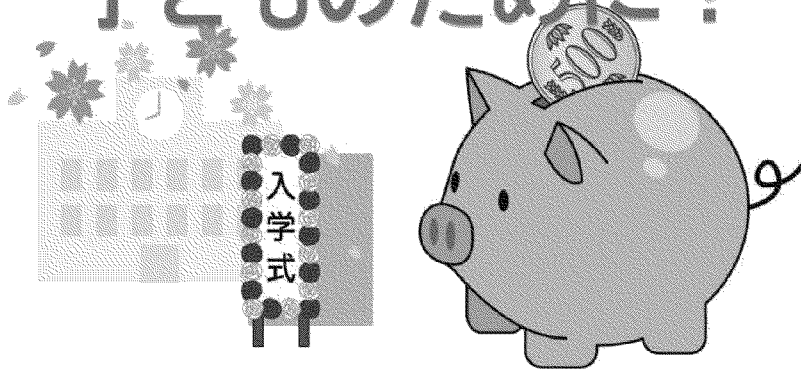


19



20

小学校、高校入学する  
子どものために！



21

お父さんの給料  
からお金が



22



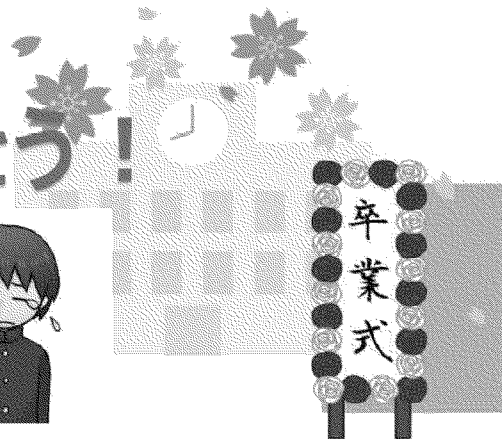
あなた  
ありがとう



ラブラブ②

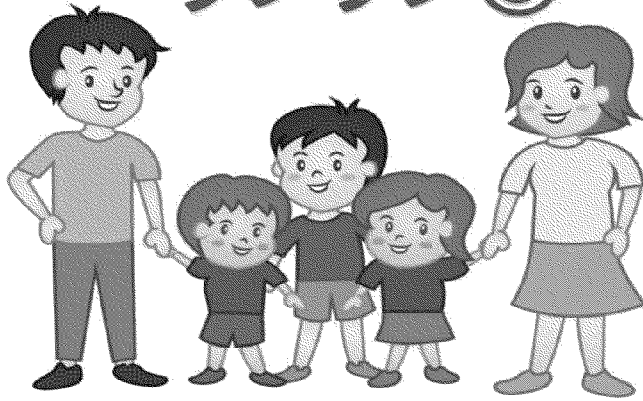
25

卒業！  
おめでとう！



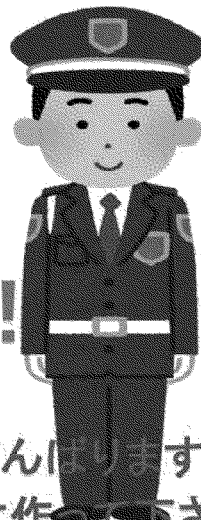
そして……

## ラブラブ③



27

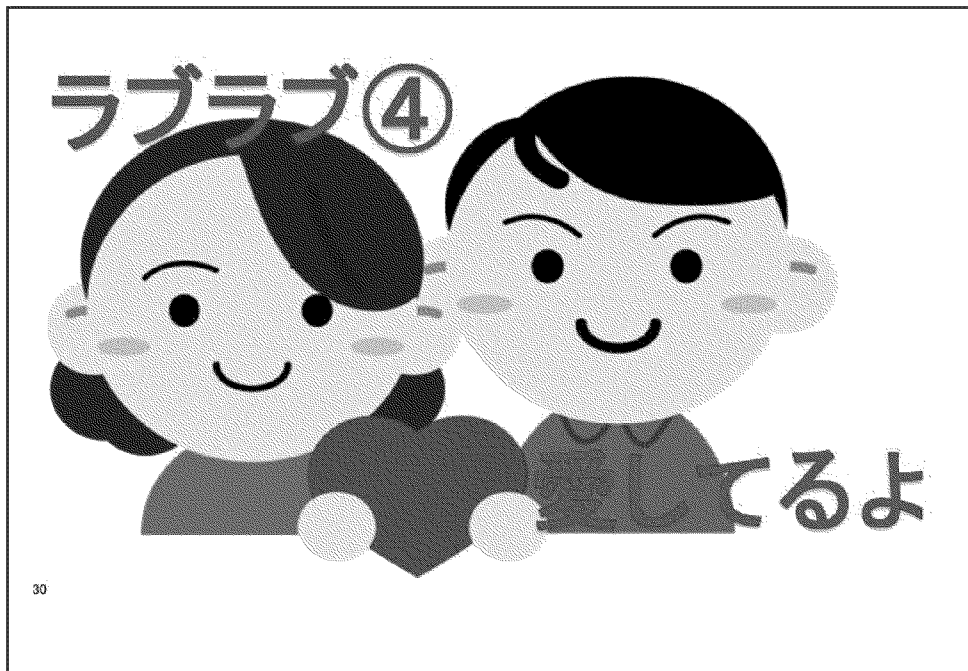
お父さんは  
これからも  
がんばります！



一日1000円のお小遣いで  
タバコとお酒を買います！がんばります！  
お母さん、お酒の「つまみ」は作ってください！

28





3. 厚生労働省社会・援護局保護課長通知

「被保護者家計相談支援事業の実施について」 社保援発 0330 第 12 号

平成 30 年 3 月 30 日

別添

「被保護者家計相談支援事業の実施について」 (平成 30 年 3 月 30 日付社保援発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正	現行
<p>都道府県 民生主管部 (局) 長 殿 各 指定都市 中核市</p> <p>〔改正〕 社援保発 第 号 平成 年 月 日</p> <p>社援保発 0330 第 12 号 平成 30 年 3 月 30 日</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)</p>	<p>都道府県 民生主管部 (局) 長 殿 各 指定都市 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長 (公 印 省 略)</p>
<p>被保護者家計改訂支援事業の実施について</p> <p>被保護者の家計管理については、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 60 条において「収入、支出その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定されており、自立支援プログラム等を活用して支援を実施いただいているところである。 この度、別添のとおり世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している世帯に対して</p>	<p>被保護者家計相談支援事業の実施について</p> <p>被保護者の家計管理については、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 60 条において「収入、支出その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定されており、自立支援プログラム等を活用して支援を実施いただいているところである。 この度、別添のとおり保護停止が見込まれる被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用に</p>

<p>する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う被保護者家の案内等を行う被保護者家計改善支援事業を実施することとした。</p> <p>ついては、本事業の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。</p>	<p>についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う被保護者家計相談支援事業を実施することとした。</p> <p>ついては、本事業の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。</p>
<p style="text-align: center;">別添1</p> <p style="text-align: center;">家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について</p> <p>1 基本的事項</p> <p>生活保護受給者の家計管理については、平成25年の法の改正において、法第60条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことを生活上の義務として規定したところであり、自立支援プログラムの一環として支援を行っているところもあると承知している。生活保護受給者を含む生活困難者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されており、特に生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いや、法第37条の2に基づき住宅扶助の代理納付が行われていた場合には家賃の支払いが生じるなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行すること</p>	<p style="text-align: center;">別添1</p> <p style="text-align: center;">保護廃止が見込まれる世帯への家計相談支援について</p> <p>1 基本的事項</p> <p>生活保護受給者の家計管理については、平成25年の法の改正において、法第60条において「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことを生活上の義務として規定したところであり、自立支援プログラムの一環として支援を行っているところもあると承知している。生活保護受給者を含む生活困難者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されており、特に生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いや、法第37条の2に基づき住宅扶助の代理納付が行われていた場合には家賃の支払いが生じるなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行すること</p>

<p>により、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。</p> <p>こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。</p>	<p>により、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。</p> <p>こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、保護廃止が見込まれる世帯に対する家計相談支援を実施することとした。</p>
<p>2 対象世帯</p> <p>家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。</p> <p>例えば、以下のような世帯が該当するものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯</li> <li>・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯</li> <li>・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯</li> <li>・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯</li> <li>・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合</li> <li>・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合等</li> </ul>	<p>2 対象世帯</p> <p>保護廃止が見込まれる世帯等のうち、家計相談支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。</p> <p>例えば、以下のような世帯が該当するものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯</li> <li>・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯</li> <li>・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯</li> <li>・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯</li> <li>・ 生活困窮者自立支援制度の家計相談支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合</li> <li>・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合等</li> </ul>
<p>3 実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援の実施にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との</p>	<p>3 実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援の実施にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業が実施されている場合は、当該事業者との</p>

<p>一体的実施に努めること。一体的に実施することが難しい場合は、単独での実施も可能である。相談支援に従事する者は、4で示した事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 事業内容 家計に関する課題を抱える世帯に対する支援については、以下の支援を実施すること。</p> <p>(1) 相談受付 (インテーク) 本事業による支援を希望する者の相談を受け付け、「相談受付・申込表」に必要事項を記入してもらう。</p> <p>また、本人が相談受付・申込票に記入できない場合や、本人が進んで記入しようとしないう項目は、無理強いせずに、家計改善支援員が記入を手伝ったり、代行したりすることも考えられる。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p>	<p>一体的実施に努めること。一体的に実施することが難しい場合は、単独での実施も可能である。相談支援に従事する者は、4で示した事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計相談支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 事業内容 保護廃止が見込まれる世帯等に対する支援については、以下の支援を実施すること。</p> <p>(1) 相談受付 (インテーク) 本事業による支援を希望する者の相談を受け付け、「相談受付・申込表」に必要事項を記入してもらう。</p> <p>また、本人が相談受付・申込票に記入できない場合や、本人が進んで記入しようとしないう項目は、無理強いせずに、相談支援員が記入を手伝ったり、代行したりすることも考えられる。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p>	<p>このほか実施にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の別紙「4.家計相談支援事業の手引き(別添4)」を参考にされたい。また、相談時家計表等の各種様式の例も当該手引に掲載されている。</p> <p>※ なお、本事業による支援は、従来の自立支援プログラム(被保護者金銭管理支援に係る個別支援プログラム)等により実施されていた、生活保護費の分割支給や預貯金通帳の保管等、金品を直接扱うものとは異なるものである。</p>	<p>このほか実施にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の別紙「4.家計相談支援事業の手引き(別添4)」を参考にされたい。また、相談時家計表等の各種様式の例も当該手引に掲載されている。</p> <p>※ なお、本事業による支援は、従来の自立支援プログラム(被保護者金銭管理支援に係る個別支援プログラム)等により実施されていた、生活保護費の分割支給や預貯金通帳の保管等、金品を直接扱うものとは異なるものである。</p>
---	--	--	--

<p>5 留意事項 家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援の内容については4のとおりだが、生活保護制度特有の事項を踏まえ、以下の点に留意すること。 (1)～(4) (略)</p> <p>6 家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携 本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図ること。 (1)～(3) 略 (4) 就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。</p> <p>7 (略)</p>	<p>5 留意事項 保護廃止が見込まれる世帯等に対する家計相談支援の内容については4のとおりだが、生活保護制度特有の事項を踏まえ、以下の点に留意すること。 (1)～(4) (略)</p> <p>6 家計相談支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携 本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計相談支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図ること。 (1)～(3) 略 (新規)</p> <p>7 (略)</p>
<p>別添2</p> <p>大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計相談支援について</p> <p>1 基本的事項 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認め</p>	<p>別添2</p> <p>大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援について</p> <p>1 基本的事項 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認め</p>

<p>られているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合があります。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。</p> <p>こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計改善支援を実施することとした。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容 大学等への進学費用等に関する相談や助言として、以下に掲げるような支援を必要に応じて実施する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 家計改善支援機関による支援 進学費用の準備や進学後の家計に不安を抱える者のうち、家計改善の専門的な支援を希望する場合、別添1の方法により実施することとし、同4に記載の支援を行う、または当該支援を行っている機関に対象世帯をつなぐ。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>られているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合があります。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計相談支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。</p> <p>こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計相談支援を実施することとした。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業内容 大学等への進学費用等に関する相談や助言として、以下に掲げるような支援を必要に応じて実施する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 家計相談支援機関による支援 進学費用の準備や進学後の家計に不安を抱える者のうち、家計相談の専門的な支援を希望する場合、別添1の方法により実施することとし、同4に記載の支援を行う、または当該支援を行っている機関に対象世帯をつなぐ。</p> <p>(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--







〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前 1-5-1 博多大博通ビルディング 7階

**グリーンコープ生活協同組合連合会**

TEL 092-481-6873

平成 31 年 (2019) 年 3 月